

令和4年第1回
利根町議会定例会会議録 第3号

令和4年3月7日 午前10時開議

1. 出席議員

2番	山崎 誠一郎 君	8番	井原 正光 君
3番	片山 啓 君	9番	五十嵐 辰雄 君
4番	大越 勇一 君	10番	若泉 昌寿 君
5番	石井 公一郎 君	11番	船川 京子 君
6番	石山 肖子 君	12番	新井 邦弘 君
7番	花嶋 美清雄 君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町 長	佐々木 喜章 君
教 育 長	海老澤 勤 君
総務課長兼防災危機管理課長	飯塚 良一 君
政策企画課長	川上 叔春 君
福祉課長	三好 則男 君
子育て支援課長	花嶋 みゆき 君
保健福祉センター所長	狩谷 美弥子 君
生活環境課長	飯田 喜紀 君
農業政策課長兼農業委員会事務局長	近藤 一夫 君
建設課長	中村 敏明 君
まち未来創造課長	青木 正道 君
学校教育課長	中村 寛之 君
指導課長	池田 恭 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	大越 聖之
書 記	荒井 裕二
書 記	野田 あゆ美

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

令和4年3月7日（月曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

○議長（新井邦弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議事日程に入る前に、一般質問についての確認事項を申し上げます。

執行部には反問権を付与しております。議員の質問に疑問があるときは、反問する旨宣告し、議長の許可を得て反問してください。

次に、議員に申し上げます。会議規則第61条第1項の規定により、一般質問は町の一般事務についてただすものです。したがって、町の一般事務に関係のないものは認められません。通告に従い、十分にこれらのルールを遵守するようお願い申し上げます。

それでは議事日程に入ります。

○議長（新井邦弘君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

5番通告，3番片山 啓議員。

〔3番片山 啓君登壇〕

○3番（片山 啓君） 5番通告，片山 啓でございます。今回は、大きく3点についてお伺いしたいと思います。第1点は男女共同参画について、第2点は防災関係について、第3点は新型コロナウイルス感染症についてです。

それでは、第1番目の男女共同参画についてお伺いいたします。

この男女共同参画については、言われて大分年月がたっております。このスタートは、国連で国際婦人年と宣言されたのが1975年、それに合わせて日本も同じ年に婦人問題企画推進本部を設置して、女性の地位向上についての考えを述べております。本格的に日本の動きとしては、2000年に男女共同参画社会基本計画というものを閣議決定しております。

利根町は、2015年、第一次男女共同参画プランを作成しております。また、2020年に、第二次を作成しております。その中で過去いろいろ取り上げてきたのですが、なかなか思うように計画どおりに進んでいないのが、この男女共同参画です。

そこで、第1に、利根町の男女共同参画の目標、第二次プランに書かれておりますが、もう少し具体的にここで示していただければ幸いです。

以下の質問については自席で行います。

○議長（新井邦弘君） 片山 啓議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、片山議員の御質問にお答えをいたします。

利根町の男女共同参画の目標ですが、町では、男女共同参画社会を実現することを目標として、町、町民及び事業者が一体となった取組を推進するため、利根町男女共同参画推進条例や第二次利根町男女共同参画推進プランに基づき、様々な施策を進めているところでございます。

当町の男女共同参画の目標につきましては、この第二次利根町男女共同参画推進プランの中で「みんなの個性が輝き 思いやりでつながるまち とね」を基本理念に掲げ、その実現に向けた基本的な方向性として、1、男女共同参画社会実現のための意識づくり、2、あらゆる分野における男女共同参画の推進、3、誰もが健康で安心して暮らせる環境の整備、4、多様な働き方の実現に向けた社会づくりの四つを基本目標として掲げております。

これらの目標ごとに掲げた具体的な施策を推進し、男女共同参画社会の実現を目指しております。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 目標は私どもも頂いておりますので、よく承知しております。この目標は、あと2年で第二次を終わります。

そういう中で、国は、各種の審議会や都道府県の公務員の採用者に占める女性の割合が2025年40%になっております。利根町の状況を教えてください。

○議長（新井邦弘君） 飯塚総務課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 利根町の状況でございますが、町の女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画、この計画期間は令和3年度から令和7年度、つまり2025年度までの計画になりますが、この計画におきまして、女性職員採用割合の目標値を40%以上としております。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） それでは、直近5年間の新規採用者に占める男女の比を教えてください。

○議長（新井邦弘君） 飯塚総務課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 直近5年間の新規採用の男女比につきましては、年度ごとに御説明させていただきます。

平成25年度でございますが、男女ともに7名、計14名、女性の割合は50%でございます。平成30年度は、男性8名、女性3名、計11名、女性の割合が27%となっております。令和元年度は、男性11名、女性4名、計15名、女性の割合が27%でございます。令和2年度は、男性、女性ともに3名、計6名、女性の割合が50%でございます。令和3年度は、男女ともに4名、計8名、女性の割合が50%でございます。

5年間で、合計いたしますと男性33名、女性21名、計54名で、女性の割合が39%となっております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 今の答弁を聞きますと、目標どおり大体いっているということですね。新規採用というのは、そういう数字、パーセンテージにこだわるのも大変難しいと思います。なぜかという、試験があるわけでしょうし、応募者があるわけですから、応募者がなかったり、試験の点数が足りなかったら、幾ら女性だからといって優遇して採用するというわけにもいかないでしょうから、そういう点で非常に難しいと思いますが、利根町としては、現在、目標達成しているという状況を聞いて、安心いたしました。

ちなみに、ここには答えられたら教えていただきたいのですが、管理職に占める女性の割合は現在どのぐらいでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 飯塚総務課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 町の管理職、これ係長以上というふうにさせていただきますと思いますが、その割合は、令和元年度で23.8%となっております。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） これについての目標はどうなっておるのでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 飯塚総務課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 先ほどの計画の中に記載がございまして、係長クラス以上にある職員の女性割合ということで、20%以上を目標にしております。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 私の調べたところだと25%ですが、今のところ23%ということはほぼ目標に達しているなど。あと2年ありますから、目標達せられるのではないかと思います。

先ほどの質問の中で、利根町の審議会の委員の割合の答弁をいただいていないのですが、教えてください。

○議長（新井邦弘君） 川上政策企画課長。

○政策企画課長（川上叔春君） 審議会の委員の割合でございますけれども、令和6年度

の目標を30%に設定しております、実績としまして、令和2年度が28.3%となっております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 数値目標については、今のお答えで大体目標値だと理解いたしておりますが、そのほかに、町長が答弁された中にもありますように、この目標に達した目標があります。数値目標にない目標のほうがほとんどですけれども、それに向かって第一次のときにはなかなか達成できなかった、第二次に盛り込まれているはずですが、この第二次、あと2年残っている中で、数値目標掲げていない項目についての達成をぜひ遂げていただきたいなと思います。

それでは、次の防災関係に移らせていただきます。

まず、首都直下型地震、これは2年ぐらい前から言われています。30年に80%や75%の確率だと言われておりますが、本町で首都直下型地震の被害想定をしておく考えはありますか。

○議長（新井邦弘君） 飯塚防災危機管理課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 国が設定した首都直下のマグニチュード7クラスの地震のうち、茨城県南部地域に大きな被害をもたらす地震として、「茨城県南部の地震」と「茨城・埼玉県境地震」の二つがございます。

茨城県ではこれを受けまして、平成30年12月に茨城県地震被害想定調査報告書を策定しております。その中で、利根町の被害想定がされております。

より被害の大きい茨城県南部地震の具体的な被害想定を申し上げますと、利根町において最大震度が6弱、建物被害が全壊・焼失47棟、半壊448棟、人的被害が死者1人、負傷者23人から42人、被災当日の避難者が905人、被災直後のライフラインについては、停電率88%、断水率92%となっております。

これに基づく町の対策でございますが、建物の倒壊により救助が必要となることが想定されます。その場合は、まず消防署が対応することになりますが、もし対応し切れない場合は、消防団も導入ということになります。最悪の場合には、自衛隊の派遣要請ということになります。

負傷者についての対応でございますが、負傷者の人数が多い場合、町の指定避難所等に救護所を設営しまして、医療救護チームの編成を行い、対応することになります。避難者の対応につきましては、健康状態の把握に努め、健康チェックや心のケア相談を実施いたします。

停電の対応につきましては、これは東京電力のほうで対応いたします。

断水時には、利根中学校、旧布川小学校に設置の飲料水兼用耐震性貯水槽がございます。これと給水車による給水活動の実施、それと民生委員による独り暮らし世帯への給水等で

対応するなどの対策を考えております。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 震度6強ということですのでけれども、利根町では今まで震度5強を想定した防災訓練をされてきました。それと趣が大分変わりますね、今の被害想定、その他防災対策についても。例えば救難所は、医師等が配置され、負傷者の手当てその他を想定していると思いますし、また、建物の下敷きになる人の救出だとか、そういうことも想定されているみたいです。ぜひそういう総合的な訓練、震度6強、7としてもいいでしょうけれども、そのときの被害を想定して、災害危機管理というのはいつも最高の難度のものを想定する、それが危機管理の要諦だと言われております。

それに沿った対策、それにはどうしても訓練が必要だと思います。そういう震度7程度の地震を想定した防災訓練を行う考えはありますか。

○議長（新井邦弘君） 飯塚防災危機管理課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 町では、毎年、地震災害を想定した自主防災組織との訓練を実施しているところでございます。残念ながらここ2年ほどコロナの感染により実施できない状況でございますが、今後も毎年実施していく予定でございます。この訓練は震度5強の地震被害を想定した訓練でございますが、より被害の大きい首都直下地震に対応した訓練も必要だと考えております。

地震災害の場合、被害が大きければ大きいほど公助の遅れが予想されますので、特に発災直後は、自主防災組織の組織力がより重要となってまいります。

町といたしましては、想定される被害を最小限にとどめるため、町民の方一人一人が平時から備えるべきことを啓発していくとともに、町内全地区の自主防災組織の訓練参加を目指し、その中で公助が届くまでの訓練に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 残念ながら、この2年間は町の主催の防災訓練というのは行われていないですけれども、その前にやられていた状況を見ますと、自主防災組織の参加地域が非常に少ないです。これは非常に困ったものです。さっき言ったように、震度6強とか7の地震が来た場合、来る確率が高いと言われていた現在、今、課長が答弁されたように、被害が大きければ大きいほど公助は受けづらいと。阪神のときも、ほとんどの人命救助は、95%以上は近隣の人たちの手助けで助かったという事例もあります。

それなのに、町が主催する訓練なのに参加しない。一部の地域が参加しないならともかく、大多数が参加していないということは、非常に危機感を持たなくてはいけないと思います。全地域が参加するのが本当だと思います。それができなくても、少なくとも8割以上の地域が参加する防災訓練というのは非常に重要だと考えますが、いかがですか。

○議長（新井邦弘君） 飯塚防災危機管理課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 確かに議員おっしゃるとおりで、町とし

でも、全地区に参加していただくことが重要だと考えております。ただ、地区によっては区長さんが毎年代わったり、引継ぎがされていなかったり、なかなかその辺の事情がありますので、その辺の事情も組み入れた上で、引き継いでもらうような形で、ぜひとも参加していただくような対策を講じていきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 私はその参加しない地域の区長さんとお話をしたのですが、その人たちから出てくるのは、少なくとも危機感を持たないと言う人が中にはよくいます。それともう一つは、何をやっていいか分からないと。また、地域の人たちの協力が得られないんだと、協力していただく方法が分からないということを具体的に述べているわけです。そういうものに対する町の対策はいかがですか。

○議長（新井邦弘君） 飯塚防災危機管理課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 訓練が始まった当初は、期間が短いと言われていた時期がありましたので、今は、各地区の行事予定が決まる前、2月ぐらいには日程のお知らせはしています。令和4年度については、11月6日に実施するということでお伝えはしております。

そのほか、どういう訓練をするのかというのが分からないと人に声のかけようもないというのが実際ありますので、こういう訓練をしますよというのは、年度当初に区長さん方への説明の場を設けたいと考えております。

そのほか考えられるのは、コロナ禍で実施できていない状況ですが、出前講座等を利用して、訓練でこんなことやったらいんじゃないとか、町のほうの訓練はこういうことをやっていますよということをお知らせして、お互いに勉強していくことが重要なな思っております。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 昨年度ですか、各自主防災組織に100万円の資金で避難所整備だとか防災用品の購入を呼びかけたところ、全地区が参加したんですね。ということは、そういう効果があったはずなんです。ですから、そういうものを使った訓練、それを実際に自分たちが享受したわけですから、どの地区も全て。ですから、そういう活用の仕方も含めて、今年もやられると思いますが、そういう訓練をぜひ全地域でやっていただくと。

また、どうしてもできなければ、町がやっているわけですから、町の様子を見学するというのも、一つの訓練の方法だと思います。そういう方法も呼びかけてみたらいかがかなと思います。いかがですか。

○議長（新井邦弘君） 飯塚防災危機管理課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 地区との防災訓練だけではなくて、出水期前に行う訓練においては、文化センターのほうで避難所の設営訓練等をしていますので、その場を見ていただくような通知を送って参加していただいております。全地区ではな

いかもしれませんけれども。

ただ、そういうことを地道にやって横展開、施策を広げていく、それによって各地区で防災に対する意識を高めていただくことが重要かなと思っております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） よろしく願いいたします。

それでは、3番目の水害と地震の複合災害。

利根町は利根川というものを抱えている地域ですから、この増水期に仮に震度7というような地震が起きた場合、前回の3.11の東日本の大震災、あれは3月だったものですから渇水期で、堤防は多数の箇所で崩落しましたけれども、たまたま水が少なかったために水害というものには当たらなかったわけです。しかし、これが増水期に同じような状態になれば、地震と水害、利根川の決壊ということも想定されます。そういう最悪の場合も考えておく必要があると。

今までは、地震なら地震、水害なら水害と単独の災害を想定した被害や訓練をされていましたが、今後は、利根川を抱えている利根町という地理的条件から言っても、その二つが同時に来ないとは言えないわけです。水害は大体増水期しかないですけれども、地震はいつ来るか分からない。増水期は地震起きないよと断定できないわけですから、もし増水期にそれだけ大きな地震が来たらどんな被害になるのか、そのときの対策はどうしたらいいのかということも、水害はある程度予測できますけれども、地震は予告なしに来ます。

先ほども申し上げましたが、危機対応というのはいつも最悪の場合を考えておくことが必要だと思って、こういう質問をさせていただいています。よろしく。

○議長（新井邦弘君） 飯塚防災危機管理課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 議員御指摘のとおり、自然災害は複合的に発生する可能性がございます。ただ、その組合せは多種多様であるため、地域防災計画への記述が難しいところでございます。

複合災害発生時の対応でございますが、まさに公助の手腕が問われるときでございますので、まずは命を守ること、そして被害を最小限に食い止めることを最重要ミッションとして捉えまして対応してまいります。具体的には、個別の災害対策を基本とし、総合的に判断し、実行していくということになります。

水害の場合はある程度想定ができますので、時間軸を的確に捉えまして状況の把握に努め、併せて大地震が発生した場合には、避難場所を高台に限定すること、また洪水のおそれも高まっているような場合には、広域避難の要請も併せて行うなどの対応も瞬時に判断していく必要があると考えております。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 非常に難しい問題だと思います。私もいざとなったら何をしてい

いかということ、はっきり言って申し上げられません。しかし、先ほど申し上げたとおり、こういうことも頭の中に想定しておく。利根町に住んでいる以上、そういう災害があるかもしれないということを、常に住民に知らせておくことが大事ではないかなと。そして、どんなに危機感を持って、それで十分というわけにはいきませんが、日頃から考えているかどうかということが、いざとなったときに自分の命が守れるんだと、最悪の状態にならないで済むんだということを、住民の皆さんの共通認識という形で提供いただけるような方法、教育、訓練、こういうものが非常に重要だと思いますので、もう一度お答えいただけますか。

○議長（新井邦弘君） 飯塚防災危機管理課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 共通認識ということでございますが、町からの情報発信が重要になってくるかと思っております。これまでも「広報とね」の防災掲示板でありますとか、ホームページであるとか、「防災の手引き」なども住民の方々に提供しているところです。

これに加えて、コロナ禍が明ければ出前講座なども活発にできるようになると思っておりますので、それが一番伝わりやすいかなと考えています。出前講座の場合は、一方的に町側から情報提供ではなくて、住民の方々の疑問にもお答えすることができますので、ぜひその辺を利用していただくよう、町としても啓発してまいりたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 町も移住・定住政策というのを進めておりますが、今、不動産関係においては、水害の想定や地震の想定、ハザードマップなんかもあるときの説明資料として義務づけられております。利根町としては、水害の危険もある町だし、地震も6強と想定されています。利根町は防災に関してこれだけきちっとやっていますよ、安心して住んでくださいと言えるような対策をして、それを逆にPRの手段にするということも必要じゃないかなと思っております。

この地域に住んでいる以上は、水害だとか地震だとか、それは避けられないわけです。しかし、利根町はそういうときのためにこれだけのことをしておくと、安心して利根町に住んでくださいと言えるような対策を講じていますということもどんどんPRすべきだなと思っておりますが、いかがですか。

○議長（新井邦弘君） 飯塚防災危機管理課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 移住してくる方へのPRということですが、確かに水害なんか危険があるというよりは、可能性があるという認識でいます。なかなか移住に関してその辺に触れることは非常に難しいですが、町としても、防災対策ということでは、移住する方も危険な場所であるかどうかということは気にされる場所でもあると思っておりますので、その辺はきちとした訓練なり災害対応ができています町であるということをお知らせすることは必要なのかなと思っております。

町としてもいろいろなことをやっているわけですが、令和3年度から防災危機管理課ができましたので、その辺も力を入れていくべきところかなと考えております。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 大変だと思いますけれども、また、それをPRすると中途半端な訓練や対策では、誰にもアピールできません。そういうふうになると、危機管理課もそういうものに力を入れた日頃の訓練や対策をしていかないとPRの材料にならないという気持ちになって対策を講じていただけるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、3番目の新型コロナウイルス感染症について。

これは住民から来た声ですけれども、本町の感染者の情報発信が遅いと。新聞発表になって1日たっても2日たっても出ていないと。そういうことになる障害というのはあるのですか。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 町で新型コロナウイルス感染症が初めて確認されてから約1年7か月の間に、感染者の情報発信が遅れたことが確かに数回ありました。ただ、これは通常業務の繁忙期にコロナ対策で今やらなければならない業務が重なったためございまして、問題となるような慢性的な障害があるということではございません。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） それで安心いたしました。新聞は朝3時頃届きますから、そのときに大体皆さん関心のある人は新聞を読んでいるわけです。住民としては、新聞発表より行政のほうが早く情報持っていていいのではないかとと思っている人もいるわけですから、その辺は早めの情報発信に努めていただきたいと思います。

それと、今年になってから既に350人超えるような感染者が出ているわけですね。過去2年間で100人ちょっとだったものが、この2か月で3.5倍ぐらいの感染者が出ているわけです。全員が入院できるわけじゃないと思います。また、濃厚接触者も、感染者がいるとその倍以上、3倍とか4倍になると思います。

その人たちに対して、行政がどういう支援をしているんだと。実際に感染した人も、なかなか行政との対応が取れなくて困ったことがあると言われていました。その点は、現在どういうふうな状況か教えてください。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 今、御質問いただいた内容は、（2）の自宅療養者、自宅待機者への取組ということに関しての御質問でよろしいでしょうか。

○3番（片山 啓君） はい。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） その件に関してお答えさせていただきます。

自宅療養者への取組としまして、令和4年2月より、自宅療養者等生活支援物資提供事

業を開始しております。この事業について御説明いたします。

この事業は、新型コロナウイルス陽性者が自宅療養となるケースが急増している状況を踏まえ、保健所が把握した個人情報を茨城県と町が共有する覚書を締結したことにより、実施することが可能になったものです。

この覚書は、県と市町村がつながる既存の県防災情報ネットワークを活用したもので、県が保有する感染者の情報を町が共有することにより、自宅療養をしている方及び濃厚接触者で希望される方へ生活支援をスムーズに実施することを目的に交わされたものでございます。

現在、県において陽性者に対する健康観察、食料支援等が行われております。しかし、濃厚接触者は対象外となるため、これらの方のうち、御家族や知人、宅配業者やインターネット等の利用により食料品を購入することができない方へ、日常生活の支援及び感染拡大防止の観点から開始いたしました。

生活支援物資提供の流れでございますが、新型コロナウイルス陽性の診断を受け、保健所から自宅療養を指示された御本人及びその御家族等から保健福祉センターへの申請により、生活支援物資を配送いたします。

生活支援物資の内容は、自宅療養期間等を踏まえ、基本セットとして、原則1日3日で、1人5日分のレトルトのパック御飯、レトルト食品、缶詰、カップ麺、ドリンクゼリー、インスタントのみそ汁など、食料品とティッシュペーパー、ごみ袋でございます。

これら1人分を1箱に箱詰めして、宅配業者の置き配による対応を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 前回と違って、今回はそういう取組ができるようになったわけですね、協定を結んだおかげで。ですから、そういう情報をぜひ広く住民に分かるように発信していただきたいと思っております。防災無線でコロナ対策の注意事項なんかを発信していますが、そういう際にも、これだけの感染者がいるとなれば、非常に多くの住民が苦しんでいるはずですから、その人たちに温かい手を差し伸べると。まず情報を知らない、どういう手助けを頼んだらいいか、どこへ頼んでいいか分からない人が多いわけです。その辺を分かりやすく発信していただきたいなと思っております。

それと、利根町で感染した人が往診なんかをお願いできるシステムというのはあるのですか。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 陽性者の方に関する往診の状況について、現在、陽性になった方への対応は、県からの健康チェックはございますが、町内の往診に関しては、町内の医療機関の対応ができるかどうかというのは先生方への御相談になります。

ので、この場で即お答えできないことを御了承いただきたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 今回の感染症の特徴として、重症者は少ないんだけど、特に高齢者の既往症を持っている人たちが、中等症と診断されて自宅療養している人たちが急激に悪化して死亡するという例が全国で数多くあると報告されております。高齢者にとっては、特にお医者さんに診てもらうというのが安心なんですね。あなた感染症だけど、今、大したことないから自宅で療養してくださいよと言われて、そのとおりにしているけれども、急に悪化していくという事例が多いらしいんです。私も専門家じゃないからその辺よく分かりませんが、その人たちが病院に入れず、医者にも診てもらえないというのは非常に残念ですね。

ですから、そういう対応ができるシステムというものも構築していただいて、情報発信していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） この件に関しましては、町単独ではできないこともございます。県の支援体制、そして県の医師会、もちろん取手市医師会管内、そして町内の先生方の調整もございますので、これに関しましては、こういう御意見がございましたということで承るといふ形だけにさせていただきます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 行政は、やはり人の命を守るのが非常に重要な要件です。感染症もかからないように皆さん努力しているでしょうけれども、なかなかそうはいかない、かかってしまう。自分が好き好んでかかっているわけではないわけです。そのときに命を落とす、利根町で死者が出るということがないように取り組んでいただきたいなと思います。

次に、第3回目のワクチン、これの接種状況について教えてください。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 今現在、実施しております追加接種、3回目の接種の状況でございますが、こちらは18歳以上の方を対象としております。2回目の接種を終えた方で18歳以上の方となります。

令和4年1月30日から接種を開始しており、3回目の接種券を発送した高齢者のうち、2月28日現在の数字でございますが、68.2%の方が接種済みで、予約率は現在81.9%でございます。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） これで利根町は接種が少し進んでいるというふうに考えてよろしいですか。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 接種率は68.2%で、県内の市町村の平均とほぼ一緒でございます。ただ、予約率を見ますと、2回目接種を終えた方が予約している方が81.9%でございますので、順調に進んでいると考えております。

3回目の接種場所は、町内の6医療機関で御協力をいただき進めております。個別接種と保健福祉センターを会場とした集団接種のほか、県が設置運営する牛久総合運動公園と県庁の大規模接種会場で接種できるようになっておりますので、皆様、お手元に接種券が届きましたら、保健福祉センターにあるコロナワクチンコールセンターのほうに予約をしてから接種という形をしていただきたいと思います。

本町では、接種券の発送時期ですが、2回目の接種を終えておおむね7か月を経過した方に発送しておりますので、発送時期につきましては情報メール及び公式ホームページ等で周知しておりますので、こちらを御確認の上、予約のほうをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 今、18歳以上ですね。5歳以上については、いつ頃の接種の予定ですか。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 御質問いただきました、5歳から11歳の小児へのワクチン接種でございますが、これは国が3月より臨時接種として開始されることに決定いたしました。

初めに配分される小児用のワクチン数が少ないことから、今までの感染状況を踏まえ、年齢の高い11歳から接種を始める計画で準備を進めているところでございます。11歳の対象の方には、3月2日に接種券を既に発送済みでございます。

接種につきましては、町内の小児科がいる医療機関1か所と保健福祉センターの集団接種の両方で行います。町内の医療機関の接種は、3月10日木曜日より開始する予定でございます。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 接種したくてもワクチンがなきゃ接種できませんから、この辺は国や県の体制だと思うので、町としてはワクチンが届かなければ接種できないですね。そういう点で、最近保育園だとか幼稚園での感染も広がっているようなので、ぜひ接種できる人たちには早めに供給するという体制を取っていただきたいと思います。

それでは最後の質問ですが、このコロナの感染症の影響で、小学校、中学校でも各種の行事が取りやめになったり、休校になったりという状況が続いていました。私どもが心配しているのは、そういうことで子供たちの学習が遅れているのではないだろうか、そういうふうを考えておりますが、心配はないと思いますか。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） お答えいたします。

今年1月26日に茨城県教育委員会から、新型コロナウイルス感染症の急激な拡大に伴う学校の対応として、小学校にリモートによる学習指導の実施等と分散登校の併用が要請されました。

本町におきましても、小学校における感染拡大の様子がその時点で見られ、小学校においてはリモートによる対応をしたところでございます。中学校は、その時点では通常授業を実施しておりました。

その後、2月8日時点においてもオミクロン株による県全体の感染状況は改善されず、小学校の臨時休校期間が2月18日までの延長と県の教育委員会から要請され、休校期間を延長いたしました。

その間、児童は持ち帰ったタブレットを活用して、同時双方向のオンライン学習を午前中に実施しております。昨年9月にも同様のリモート学習を行っており、各学校ともスムーズに対応することができました。中学校でも、2月中旬にそれぞれの学年で5日間の学年閉鎖をせざるを得ませんでした。

しかし、片山議員の御指摘にもあるように、課題がございます。例えば小学校6年生を例にとると、総授業時数の標準が1,015時間となっております。各学校では、年度初めに計画を立てます教育課程の編成というのがございます。40時間ほど余裕を持ってつくっているわけですが、これまでに、昨年第5波、夏の感染拡大の休校と合わせて6週間の休校となっております。授業数にして160時間程度の時数が確保できなかったということになります。

そうしますと、標準の授業時数より120時間程度不足していることとなります。そのため、学習の遅れが各教科に生じています。現在、町の校長会と連携をしまして、国語、算数を中心に高学年は理科、社会を含めた授業数を多めに確保し、児童の実態を考慮しながら、今年度中にそれらの教科の学習内容を補充指導をしたいと思っております。

生活総合、体育、音楽、家庭、図工の学習内容につきましては、一部を次の年の年間計画に位置づけ、次の年の学習と併せて指導するようにいたします。春休みの短縮については考えておりません。

また、臨時休校期間中、リモート学習を実施してきたものの、対面による授業の実施と異なり、児童に学習内容を定着させていくことは十分でない状況が見られます。リモート学習で実施した学習内容につきましても、補充指導に取り組み、児童一人一人の学習の保障を図っていきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 教育長から遅れがあるという答弁をいただきまして、やっぱりそうだなと理解したところです。もう既に3月ですから、春休みになるだろうと。また、中

学3年生、6年生も卒業になると。そういう中で、まだ感染症が収まったわけではありませので、新年度からも引き続き同じような状況が続くのではないかと危惧されます。特に子供たちの思い出づくりだとか、そういうことの機会が減ってきている状況があるのではないかと考えられます。

せっかくタブレットがありますけれども、子供たちですから、なかなか十分に使いこなせるというわけにはいかないと思います。また、そういうリモートでばかり授業をやっていると、子供たちの人間のつながりがなくなってしまうという心身面の心配も出てきますし、学校教育というのは非常に大変な状況に置かれているなど痛感しております。

引き続き、子供たちのためにより教育をお願いして、質問を終わります。

○議長（新井邦弘君） 片山 啓議員の質問が終わりました。

飯塚総務課長から発言を求められておりますので、これを許します。

飯塚総務課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 先ほどの片山議員の男女共同参画関係の質問の中で、私、係長クラス以上の職にある女性の割合を「20%以上」とお答えいたしましたが、これは前期の目標値でございまして、議員おっしゃるとおり、後期につきましては「25%以上」ということになっております。訂正いたします。

○議長（新井邦弘君） 暫時休憩いたします。再開を11時10分とします。

午前10時54分休憩

午前11時10分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、狩谷保健福祉センター所長から発言を求められておりますので、これを許します。

狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 先ほど片山議員から御質問ございました、新型コロナウイルス感染症の（2）の自宅待機者への支援の取組のところで、生活支援物資のところ、私、「1日3日分」と申し上げたと思うのですが、これは「1日3食5日分」の誤りでございます。訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（新井邦弘君） 6番通告、6番石山肖子議員。

〔6番石山肖子君登壇〕

○6番（石山肖子君） 6番通告、6番石山肖子でございます。本日は、二つの質問をさせていただきます。

「災害には一つとして同じものはない」と言われるように、近年の自然災害は年々変化しており、単一の自治体での対応が困難な大規模な災害も発生しております。そこで、利根町の地域防災計画改定をされているとお伺いしておりましたので、防災計画等について

お聞きしてまいります。

先ほど申し上げましたように、ある自治体そのものが、庁舎、市役所、役場等が被災する場合がございます。したがって、自治体間の支援の必要性が高まっています。一つ、真新しい言葉ですけれども、カウンターパート方式、自治体間支援に係る言葉ですが、被災した自治体に特定の応援する自治体を割り当て、警察、消防、医療の派遣、支援物資の送付、避難者の受入れなど、各種の支援を重点的かつ継続的に行う方式と言われております。これについては、マンパワーの確保や中長期支援にも有用であるという有効性が見られております。

例えば関西広域連合は、九州地方知事会と相互応援協定を締結し、熊本地震では同協定に基づいて益城町、大津町、菊陽町を支援しました。平成30年には、総務省がカウンターパート方式に基づく被災地区町村応援職員確保システム、通称、省略して総務省システムを立ち上げ、その後災害時にもこのシステムが活用されております。南海トラフ地震等の大規模広域災害に対応するため、自治体間支援が不可欠であるとの認識でございます。

また一方、地縁に基づく協定のほかに、同様の災害に備えるための遠隔地協定もあります。例えば北海道から九州まで全国における原子力災害のおそれのある自治体が、原子力災害時の相互応援に関する協定を締結するなどがあります。また、連携には、その種類として、ネットワーク型や事前協定型、事後発生型などがあるとのことでした。

内閣府の防災情報のページ、副題でしょうか、「みんなで減災」の欄には、地方公共団体の業務継続受援体制について、業務継続の手引き、市町村のための業務継続計画作成ガイド、市町村のための人的受入れに関する受援計画作成の手引きなどが掲載されています。法定計画である地域防災計画は、災害対策について、一般継続重要業務とともに、業務継続計画が関係します。災害対策復旧・復興業務については、受援対象業務が含まれることとなります。

平成23年3月の東北地方太平洋沖地震、東日本大震災や平成27年9月の関東・東北豪雨災害の教訓を踏まえ、本町でも災害対応の課題を解消するために、地域防災計画の見直しは漸進主義、少しずつ進むという意味ですけれども、インクリメンタリズムに基づいて既存の計画に少しずつ修正、変更を加えて行われていると推察します。

そこで、利根町の地域防災計画は、地震、風水害等各種災害による被害を最小限とするため、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画であり、改定の作業を行っているとお聞きしております。近年では、平成27年9月の関東・東北豪雨災害により地方自治体の庁舎自体が被災し、最小限継続すべき事業も行えなかった県内の自治体もあります。その教訓を反映する町の計画が望まれると認識しておりますので、6点についてお伺いしてまいります。

まず、利根町地域防災計画の全体の構成についてお伺いいたします。

以降の質問は自席にて行います。

○議長（新井邦弘君） 石山肖子議員の質問に対する答弁を求めます。

飯塚防災危機管理課長。

〔総務課長兼防災危機管理課長飯塚良一君登壇〕

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） それでは、石山議員の御質問にお答えいたします。

地域防災計画は、本来毎年修正すべきものでございます。昨年までは総務課内の消防交通係が担当していたところですが、東日本大震災以降、鬼怒川の決壊などの大規模な災害により防災の機能強化が図られるようになり、事務も膨大な量となりました。係での対応が間に合わない状況が続いていたことから、町長の指示により機構改革を行い、防災危機管理課が独立したわけでございます。

課として独立、増員したことにより、これまでできなかった事務もこなせるようになり、地域防災計画についても見直しを進めることになったわけでございます。今回の改正は、このような理由から行うものでありまして、全面改定ではなく、大きな変更があったものについて修正を行うもので、計画全体の構成に変更はございません。

主な修正点といたしまして、災害対策基本法改正に伴うもの、水防法改正に伴うもの、役場機構改革に伴うものであり、平成28年度以降修正を行っていなかったものについての修正になります。

今後は、年1回を基本とした防災会議の開催と防災計画の修正を行っていきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 御答弁いただきましたように、今回は法の改正に伴っての修正ということで伺いました。そして、これからは毎年防災会議を開き、修正等を行っていくということ、これは理解いたしました。そうしますと、計画全体の構成について、大きな書き加えるとか入れ替えるとか、そのようなことは今回はしていらっしゃる。

そういう全体の下に、2番以降の質問は、今回大幅な改定ではないので、お聞きすることを今後の展望として言っただけなのでしょう。その点まず確認させていただいてから、2番から3、4、5、6、こちらについての現状で結構ですので、修正されておられるものを含めて2番からお聞きします。

（2）は、先ほども私が壇上で申し上げたように、自治体機能の低下・喪失、これは平成27年の豪雨の折に、常総市ですとか境町が被災いたしました。対応能力を超える災害に備えて、どのような関係機関と連携するのでしょうか。自治体機能の低下・喪失、どちらともございますようでしたら、そちら。それからまた受援体制強化について、内容の明示が今の防災計画の中に記述があるのでしょうか、そしてどのような内容なのかお答えいただきたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 飯塚防災危機管理課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 受援体制ということでございますが、まず、連絡先です。国，県，市町村，指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関，消防署，自衛隊，ライフライン等の事業者，災害応援協定を締結している事業者などがございます。

地域防災計画への受援体制強化につきましては，別途，受援マニュアルを作成していきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 御答弁ありがとうございました。受援体制強化については，マニュアルをつくってきたいということでお伺いできました。

なぜこれを質問させていただいたかと申しますと，自分のところの庁舎が被災した市，町を見ますと，特に令和3年初め，1年くらい前に大幅な改定をしている。もちろん被災をしなければとかそういう話ではなくて，被災しないほうがそれはよいのですけれども，やはり危機感が高まったところでは，この受援計画，それからBCP，業務継続計画，そのようなものをつくっております。当然ながら，防災計画の下には災害対応マニュアルを並行してつくっております。受援計画と業務継続計画については，もう一つ，ICTの部分は後でお聞きします。

もう一つだけお聞きしたいと思います。これからつくられるということで，今の利根町地域防災計画の総則の中に，先ほど言っていた関係機関の受援も受けるということ受援の範囲に入ると思いますが，これは総則の中にまとめて書いてあるということでしょうか。その受援計画的なものは，この計画の中にはなくて，それをある部分も含めて外出しして，受援計画のマニュアルをつくるということによろしいですか。

○議長（新井邦弘君） 飯塚防災危機管理課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 先ほど言いました，国であるとか指定公共機関であるとか，取りあえず連絡先といたしまして記載しているところです。

受援体制につきましては，当然，県であるとか国はできているのですが，指定公共機関であるとかライフラインの事業者であるとか，ライフラインの事業者などは，災害あったときには向こう側から連絡が来てどんな状況かどうかという把握も当然ありますし，連絡体制は取ります。こちらから連絡する場合も当然ありますが，ライフライン事業者については駆けつけてくれるというふうになっております。

そのほかについては，協定を結んだりとか，受援体制は整えております。今後は，細かな，町からお願いをしてどこから駆けつけるとか，その連絡体制であったり，受援はどこまでしていくのかというものについては，マニュアルの中で細かく記載していきたいと思っております。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） この質問でもう一つだけ，ちょっと細かいことかもしれませんが

れど、災害が起きました、そして災害対策本部を立ち上げました、そして受援が必要。もちろんその連絡する場所というのは、全て連絡するのだと思います、災害が大きかった場合。そうしますと、災害対策本部の具体的、物理的場所、その場所にその関係の方たちが来る可能性はある、応援部隊としてそこに入るとのことだろうと思いますけれど、総合防災訓練のときには、町長公室ですか、楕円形のテーブルのある、あそこで本部をつくられたと思うのですが、あそこにその関係機関の代表の方等がいらっしゃるとのことでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 飯塚防災危機管理課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） まだそこまで細かくは決めてはいないし、案も持っていないのですが、例えば県のほうのそういう訓練を見ますと、とてもじゃないけれども、今の町長公室には入り切れない状況になります。当然、情報交換、情報を集めてきてそれを集約して指示を出すという場所も必要になってくると思います。

ですから、災害対策本部自体は町長公室に置くというふうになると思いますが、その受援体制につきましては、受け入れる側、お願いする側としては、例えば会議室などを幾つか開放して、今対応しなければいけない種類に応じた対策室をつくっていくような形になるかなと思っております。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 少し気になったものですから、オンラインで対策本部の風景を見させていただいて、これで5人ぐらい増えたらいっぱいなのかなと思ったものですから、お聞きいたしました。

それとともに、事例でいくと熊本地震の災害のときに、避難所の運営のほうに人員を取られて、逆に関係機関の方だけが残って、情報を集約する方がいなくなっていたということもお聞きしますので、そこら辺のところは、こういう場合はこの部屋を使うとか、そんなふうな形に多分マニュアルには書かれると思います。

続いて、次の質問は、高齢者や女性、外国人など多様な避難者、被災者への配慮については、今の防災計画の中で、どの部分で記述されているのでしょうか。

先日、牛久の小学校の体育館のほうに大規模水害が起きた場合に避難するということがルートを確認させていただきましたが、高齢者、車を持っていない方々、それと女性、外国人などいろいろな方がいらっしゃる中で、これについての配慮はどういうふうに書かれているのでしょうか。お願いします。

○議長（新井邦弘君） 飯塚防災危機管理課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 避難所や避難行動の配慮につきましては、既存計画の第2編第3章第4節と第3編第5章第5節に記述がございます。

本来であれば、高齢者、女性、外国人というくくりだけでなく、様々な面で配慮が必要になる方もいらっしゃると思います。地域防災計画に記述するのがよいのか、または別途

ガイドラインで作成したほうがよいのかということもございますが、いずれにしても何らかの方法で公表できるように検討してまいりたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） そういうことで了解いたしました。これは私ももともと思っていたことですが、地域防災計画が500ページぐらいだったか、本編と資料編を加えますと1,000ページまではいかないと思いますけれども、とにかく冊子が物すごい分厚いものです。それで何編、何編と書いてありますけれども、こういう配慮をすべき方々へどうするかという考え方がどこにあるのか探すのも大変だったので、やはり外出して、それについては別途のほうがいいのかなと私は考えておりました。またその辺は御検討いただきまして、ぜひ私も女性なので、女性に関してのお手洗いですとか着替え場所ですとか、そのようなこともいろいろあると思いますので、御苦労かけますがよろしく願いいたします。

続いて、（4）自らの身の安全は自らが守るという観点から、町民・町内事業者の役割の明示、これについてお聞きします。

福祉の分野でも、自助、共助、公助という概念が入ってきて、避難所の運営等は、恐らく職員の皆さん方での運営というのは、中規模であってもとても手が回らないと思います。先ほど申し上げましたように、出払ってしまうという状況は絶対に避けたいので、避難所の運営は運営協議会を常日頃からつくっているところもあるようです。ですので、私たち町民、それから町内事業者の方々がどのようなことを考えて常日頃準備しておけばいいのかということを知るために、地域防災計画の中でこの記述はあるのかどうか。あるとすれば、どの辺に書いてあるのか教えてください。お願いします。

○議長（新井邦弘君） 飯塚防災危機管理課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 住民の方と事業者の方ということですので、自助ということになるかと思えます。自助につきましては、既存の防災計画に平時の心構えと災害時にやるべきことなどが明示されております。また、具体的に分かりやすくした「防災の手引き」も各戸配布しておりますので、今後は、災害の多様化に対応するためにも「防災の手引き」の定期的な改定を行ってまいりたいと考えております。

それで、避難所の運営ですが、石山議員も防災士の資格を取ったので御存じだと思いますが、避難生活が長くなる場合には避難所の中で規律が必要になってくるということで、その中で自治会を組織して、誰かがリーダーになって、そのほかに協力してくれる方を備えていくというのが重要になるかと思えます。

災害の対応が長引いていったときに、当初は当然職員で賄うしかないと思いますが、少ない期間で自治会を組織していただいて、その運営はその自治会でやっていただくような形がベストかなと思っていますので、今後はその避難所の運営についても訓練していく必要もあるのかなと思っています。

ただ、それをやる場合にも、一部の自治会、地区だけの参加ではなくて全体の参加が必要だと思っておりますので、その辺も含めて訓練のやり方を広げていくというのか、そういうものも併せて検討していきたいと思っています。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 避難所の運営について、やはり実際考えてみると、10人ぐらいの方々が体育館等に行かれたときですら、いろいろなことを気遣わなくてはいけないので、大変だろうなと思っていました。そういうところに町民が入って、日頃、被災していない人がそこに入ってというのができるような通常の話合い、そういうことをする運営委員会をつくっているのが千葉市だったと思います。全然規模が違う都市ですけれども、それは一つ私としては自分の体力とか能力、作業力を注げる対象だと思っていますので、その辺の町民と町との協働という意味では頑張っていたきたい、よく考えていただきたいと思いました。ありがとうございました。

続いて、5番目のICT部門の事業継続について。

これが冒頭に申しました、内閣府の防災情報のページ等を書いてあります。でも、ICT部門については経産省のほうに飛ぶんですかね。事業継続の中で、データがデジタル化されて、いよいよそのシステムもいろいろなものが統合されてくる、その基本的なデータが被災してしまうと大変なことになりますから、それをクラウド化するとかいろいろな工夫をされていると思うのですが、これについて明示はと意地悪く書きましたけれども、こちらのほうで何か今後の展望で事業継続するために、今は図書館と生涯学習センターでいろいろな書類が出せるように、住民票が出せるようにとかほかの意味でも進めていただいておりますが、ICT部門、いろいろなシステムのデータの保存ということをどのようにお考えなのか教えていただけますか。

○議長（新井邦弘君） 飯塚防災危機管理課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） ICT部門につきましては、地域防災計画の中での明示ではなくて、現在作成中の業務継続計画の中で明示していきたいと考えています。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 分かりました。そちらのほうで記述されていくということです。私も心配していたのですが、国のほうのまとめの中で、県の中で利根町が事業継続の計画が地域防災計画の中に含まれているので、もちろん法定の計画ではないからそれでよろしいということですが、ただ、その内容が膨大な中に埋もれてしまう危険性もあるので、ぜひ外付けの計画等にしていただきたいなと思っておりました。そちらのほうはよろしく願いいたします。

最後に、（6）東海第二発電所における原子力災害時、これについては、ひたちなか市といわき市の避難をされる方々を受け入れるということで、ちょっと覚えていないですけ

れども、随分前に計画をつくるということで動いていらっしやっただと思います。

まずは、これはどういうふうに進んでいるか。それから、今後、地域防災計画との関係、ちょっと申し上げたいことがあって、地域防災計画に原子力災害の項目が入るべきだろうと私は前から言っていますけれども、そのようなことも含めて、防災計画との関係についてお聞きしたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 飯塚防災危機管理課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 東海第二発電所の原子力災害時の広域避難の受入れにつきましては、県が策定した原子力災害に備えた広域避難計画に基づき、避難元となるひたちなか市と協定を締結しております。利根町には、ひたちなか市の佐和地区と高野小貫山地区の方々が避難する計画となっております。

進捗でございますが、町内の指定避難所へ避難者を収容するための割当てを行い、受け入れる準備は完了しております。

また、地域防災計画との関係でございますが、今回の見直しで広域避難計画についても触れていきたいと思っています。

なお、広域避難の詳細につきましては、協定書に記載しておりますので、地域防災計画への記載内容としては概要程度になるかと思えます。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 県の北部のほうから避難の方々を受け入れる割当てまでは決まったということで、その協定の内容等、それも議会でお聞きしたかと思えます。ちょっと間違っていたらごめんなさい。

でも、こちらのほうの広域避難の受入れ、要するに広域で助け合っていかなければならない。カウンターパート方式というのを最初に説明させていただきましたが、原子力災害については、近隣だけでは同時に被災して助け合いができないということがあります。遠隔での広域の助け合いが必要になると思いますので、ぜひそちらの記述のほうは充実させていただきまして、原子力災害時、利根町が被災する場合、これもぜひ、今後ですけれども入れていただきたいという要望をお伝えしまして、1番の質問は以上で終わります。

続いて、ヤングケアラー支援の進捗についてお伺いしてまいります。

ヤングケアラーについては、3回目の質問です。立て続けに質問させていただいておりますが、弱者の方、しかも御自身がそれに気づかないでいるという特殊な環境にある問題でございます。聞いておられる方の中で、前回の質問をお聞きになっているかどうか確かではないので、ヤングケアラーについての説明だけ最初に読ませていただきます。

兵庫県のヤングケアラー支援推進方策というのが、今、パブリックコメントに出ている模様です。案ですけれども、そちらの最初の「はじめに」というところの書き方が非常に私はよいと思いましたので、読ませていただきます。

ケアラーとヤングケアラーについて、介護やお世話を必要とする家族や身近な人に無償

でケアを行うケアラーは、家族から頼りにされている一方で、周囲に悩みを理解されず、心身に大きな負担を抱えており、特に家族のケアを担う子供たちであるヤングケアラーは、周囲も気づきにくく、本人や家族の自覚がないまま表面化せず、必要な支援が行き届いていないことが多いと言われている。また、ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本来守られるべき子供自身の権利が守られないことや子供たちの学力、就学機会の制限、さらに友人関係の乏しさを招くなど、社会性の獲得にも大きな影響を与え、社会的な孤立につながることも懸念されている。

長々と読みましたが、兵庫県の支援推進方策、素案ですけれども、読ませていただきました。

このケアラー条例については、いろいろなところに出てきております。茨城県議会でも条例が採択されまして、ケアラーとヤングケアラーを社会全体で支えようとする動きが、私どもの各市町村にも求められています。今年1月30日にはシンポジウムも行われました。ヤングケアラーの理解を深めるシンポジウム、厚労省で行われました。これも拝見させていただきましたが、研究の第一人者である澁谷智子さんという人が出ておられました。

2回目までには、そのヤングケアラーとは何なのかということ、それから教育部門、福祉、子育ての部門で連携した対策を図っていかなければということも共有させていただきました。研修も行っているということで、3か月たちましたので、今の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは御質問にお答えいたします。

ヤングケアラーの支援につきましては、国では、特設ホームページを開設し、ヤングケアラーの現状や問題点、また相談先やヤングケアラー当事者と元当事者同士の交流会、家族会などを周知し、多くの方々にヤングケアラーについて認識を深めていただくことにより、その支援につなげようとしているところです。

県におきましても、条例が成立し、県民誰もが生きやすい社会の実現を目指すこととなりました。

町におきましては、一番子供たちの身近にいる学校の先生方にヤングケアラーについての研修を受けていただいていることにより、よりきめ細やかに子供たちの様子を見ていただいているところです。

そうした中で、支援が必要なお子さんがいる場合は、スクールソーシャルワーカーに話を聞いていただくなどして事実確認を行っていただいた上で、要保護児童対策地域協議会の個別支援会議などにより、各関係機関が連携しながらどのような支援が行えるか協議をして、子供たちが子供らしい生活を送れるよう支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） お答えいたします。

教職員の意識を高めるために、町の校長会、教頭会を通じた研修を行ったことで、学校では早期発見に向けた児童生徒に毎月実施している生活アンケート調査の確認、スクリーニングの会議の実施、教育相談体制の充実を図ってきております。ヤングケアラーについての報告や相談は、現在までのところ町に入ってきておりません。今後も、継続的に早期発見に向けた取組を行っていく必要があると考えております。

石山議員の御質問のとおり、早期発見、早期対応につながります。学校において、教職員の意識を高める研修の工夫が、これから必要になると思います。今後は、養護教諭部会、あるいは生徒指導主事連絡協議会等を活用して、ヤングケアラー支援の研修を行うことで、校内におけるボトムアップ型の研修を進めてまいります。さらに、全教職員の意識を高揚するために、研修の中身の工夫を図っていきたいと考えています。

県のほうでは、議員御指摘のように、昨年11月に制定されたヤングケアラー条例、早速県議会でも取り上げられました。過度な負担が子供たちを社会から孤立させ、学業や進路など将来にまでその影響を及ぼすことは憂慮すべきこととしています。

そこで、県の対応として、中学生、高校生対象の全県的な実態調査の必要性を示しました。現在、具体的な実施についての文書は来ておりませんが、当然、町の中学校、中学生に対しての調査というものがこれからされると認識しております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） いろいろな動きが加速しているように、私には感じられます。ヤングケアラーの方が自分がその状況にあるということを認識しづらいというのは、何遍も申し上げてきています。そういった場合に、まずは調査ですけれども、要するに見つけるということ、早期発見、そこから相談支援ができるような体制をつくっておいて、御本人の助けてほしい部分を支援するということが、次の段階なのかなと思いますが、見つけるというところを今始めようとしているということ。地域のほうで私も聞いてみますけれども、大学生さんで知っている人が半分ぐらいでしょうか、大分周知できてきているようです。

それでもう1点お伺いしたいと思っておりますのが、先ほどスクールソーシャルワーカーの話が出ました。先ほど来申し上げているように、デリケートな問題であり、家の中のことをお話しするのは恥ずかしいといった心理的な面が邪魔をしているのではないかと。時間がかかることだと思いますけれども、それだったら心理についてお詳しい方、例えば私が勝手に考えたのですが、そのようなことに長けている方、スクールカウンセラーとソーシャルワーカーもまた違うでしょうし、心理学的なことと実践の経験がえられるような専門家の方、さらにその専門家の方が必要なのではないかなとずっと考えておりました。

そこで一つ、先ほど兵庫県のケアラーの支援推進方策からお知らせしましたが、もう一

つ大阪府，こちらは府立高校のみ調べているのですが，令和3年度総合教育会議の資料の中で，府立高校において高校全体で5.7%キャッチできたということです。でも，それよりもっと多いであろうということです。この大阪府の対応策としては，先ほど海老澤教育長がおっしゃった，研修の実施，全ての教員を対象とした研修の実施，それからスクールソーシャルワーカーによる指導助言，ヤングケアラーへの相談を密にするといいますが，その辺を間に入れてもらう。さらに，先ほど来申し上げている，専門家が必要なのではないかとこのところと似ていますが，大阪府は，今，このスクールソーシャルワーカーの体制強化と，スクールソーシャルワーカースーパーバイザー，SSWSVというものを新たに雇用，学校からの相談等に対応ですので，どこに置くのかというのは書いていないですが，そのような動きは茨城県でもあるのではないかなと思います。

スーパーバイザーのほうでできることもやり，それから医療，福祉，教育の専門家，そのような方々で，私も素人なのでどういう人が力になれるのか，その辺をぜひ調査していただきまして，もちろん利根町はスクールソーシャルワーカーが早く入りましたので，そこはいい状況になっていると思います。培ってきたものが醸成されていると思いますので，さらに大阪府の事例のようなこと，それから兵庫県のほうは調査で小，中，高と調べたようです。令和3年4月の調査で，ヤングケアラーと認められるお子さんの属性は，小学生が26%，中学生が46.9%，高校生が22.0%という実際の割合等が出てきました。

利根町では高校はないので小学生，中学生ですけれども，いなければいけないことですが，コンタクトが取れるようになるための準備として，中学生が多いということが兵庫県では言われているので，やはり中学生を調べていただいて，また小学生も調べていただいて，さらに，私はどういう専門かは分かりませんが，そういう頼れる人，相談できる人，助言ができるような専門家を入れていただきたいなと思います。その辺について何かお考えがあれば答弁していただきたいのですが。

○議長（新井邦弘君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 現在のところ，ヤングケアラーであるかもしれない児童が見当たらないといった状況でありますので，まずは周知，啓発に力を入れていく方向で考えております。

今年，厚生労働省から，ヤングケアラーについての啓発用のポスターとリーフレットが全国の自治体に配布される予定となっております。必要な関係機関に掲出することによって，ヤングケアラー本人が，自分自身がヤングケアラーではないかと気づいて相談先を知っていただくことや，その周りの方々につきましても認識を深めていただくことにより，ヤングケアラーの早期発見につながっていくと考えております。

それから，要保護児童対策協議会の個別支援会議では，児童相談所の方も入っていただくので，児童相談所のほうでは専門家の方もいらっしゃいますので，そちらの御意見もいただけるかと思っております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 現在でも、様々な組織が、町の教育委員会の中にもございます。去年は、虐待のケースで、福祉課あるいは子育て支援課、学校、児童相談所は入らなかったのですが、そういった関係の方々に集まっていたケース会議などもやり、児童の保護に当たりました。

今回、議員一般質問の中で取り上げられている、ヤングケアラー、その中身がまたいろいろなケースが想像できます。18歳以下の者が家庭内の介護、どんな状況があるのか。例えば小学生であれば、生まれたばかりの赤ちゃんを面倒見る、子守をする、あるいは中学生であれば、もしかすると寝たきりになっている祖父母の介護をする、そういった状況をいち早く知る立場にあるのが、教員だと思います。あるいは民生委員さん、そういったところと情報を密にやり取りをして、学校として関われるところ、その子の教育相談、進路に向けての相談がいち早く取れる、そういうことに労力を向けていきたいと考えています。

議員御指摘の大阪のスーパーバイザーのケースもあろうかと思いますが、それはやはり大きなまちですので、子供の数もたくさんいるのだらうと。そのときに、スクールソーシャルワーカーが対応の場面で、さらに相談をするスーパーバイザーがあってよろしいのだと思います。

利根町のような小さな町では、今、子育て支援課長からあったように、啓発とスクールソーシャルワーカー、そういったところをうまく機能させていきたいと考えています。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） やはり今は周知すること、様々な立場の人が町の中でそれぞれの役割を考えてみるような、そういう周知のポスター、チラシ等もあるということなので、そちらをまず充実させていただきまして、今は、知っている方が多くなってはきているでしょうけれどもまだまだなので、本当の実態に近づいたものが見えているかどうかは分からないので、そちらの準備をよくしていただきまして、あとは学校教育のほうでも一番見える部分ですから、ぜひいろいろ研究していただきまして、生意気にいろいろ言いましたけれども、大変心配しております。

利根町が、あそこに行くと自然も豊かだし楽しく遊べる、それから勉強も自然に親しみながらいろいろなことを学べる、ゆったりしたいいい町だな、じゃあ移住しようかというような方向に行くように、ぜひ皆様で御尽力いただきたくお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（新井邦弘君） 石山肖子議員の質問が終わりました。

暫時休憩とします。再開を13時30分とします。

午後零時03分休憩

午後1時30分開議

○議長（新井邦弘君） ただいまの出席議員は10名です。10番若泉昌寿議員から、所用のため早退するとの届出がありました。

定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

7番通告，7番花嶋美清雄議員。

〔7番花嶋美清雄君登壇〕

○7番（花嶋美清雄君） 皆さんこんにちは。7番通告，7番花嶋美清雄です。いつも傍聴に来ていただき、誠にありがとうございます。

茨城県も、3月6日までとされたまん延防止等重点措置の期間が3月21日まで延長され、いまだ収束が見えません。これまでも尽力されております医療従事者の皆様、御苦労さまです。感謝申し上げます。

そして、昨日早朝、フレッシュタウンの住宅火災が発生しました。2棟の住宅が全焼、残念ながら1人の方が亡くなりました。御冥福をお祈り申し上げます。また、被災された方にお見舞い申し上げます。この住宅火災の消火に御尽力いただきました、稲敷地方広域消防、警察、飯島団長、火の粉の飛ぶ危険の中、各団員の皆様本当に御苦労さまでした。佐々木町長、飯塚防災危機管理課長、職員の皆様、そして市川フレッシュタウン区長、理事、班長、関係各位の皆様本当に御協力ありがとうございました。

それでは、通告順に一般質問をいたします。今回の一般質問は、五つの項目の質問を行います。

質問事項1，小中学校についてお伺いいたします。

（1）新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、臨時休校に至った経緯をお伺いいたします。

残りは自席で行います。

○議長（新井邦弘君） 花嶋美清雄議員の質問に対する答弁を求めます。

海老澤教育長。

〔教育長海老澤 勤君登壇〕

○教育長（海老澤 勤君） 花嶋議員の質問にお答えいたします。

今年1月26日に茨城県教育委員会から、新型コロナウイルス感染症の急激な拡大に伴う学校の対応として、1月31日月曜日から2月10日まで小学校にリモートによる学習指導の実施等と分散登校の併用が要請されました。

本町におきましても、小学校における感染拡大の様子がその時点で見られ、それ以前にも見られたわけですが、小学校においてはリモートによる対応をしたところでございます。中学校は、当時通常授業を実施しておりました。

その後、2月8日時点においても県全体の感染拡大は改善されず、小学校の臨時休校期間が2月18日まで延長との県の教育委員会から要請があり、休校期間を延長した次第でござ

ございます。

この期間、児童は持ち帰ったタブレットを活用し、双方向のオンライン学習を中心として午前中に実施をしております。昨年9月にも同様のオンライン学習を行っており、各学校ともスムーズに対応することができました。学校によっては、オンライン学習とプリントでの課題学習もありました。この間のオンライン学習は授業日にはカウントされず、出席、欠席のいずれにもなりません。休校中はオンラインを活用した特例の授業ということになります。

オンライン学習は、規則正しい生活習慣を維持すること、子供と学校の間関係を継続すること、さらに学びを止めないこととして進めてまいりました。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋美清雄議員。

○7番（花嶋美清雄君） 2月8日から18日、私の娘もリモートで頑張っていていましたけれども、先生方も大変だったと思います。

2番に移りますが、このリモート授業の実施の状況、これを詳しくお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 池田指導課長。

○指導課長（池田 恭君） それではお答えいたします。

各小学校では、1月31日の臨時休校の初日から、スムーズにリモート学習に取り組むことができました。時間の設定としては、午前中の4時間授業を実施しております。

学習内容としては、国語、算数、高学年は理科、社会を中心に行っており、音楽や体育、そして英語などにも取り組んでおります。

一方的な授業にならないように、子供たちが自分の考えを発表したり、交流したりすることができるような双方向の授業を積極的に取り入れようと、先生方、努力しておりました。

画面を通しての授業になりますが、子供たちの表情を見ることができ、確認しながら取り組むことができっております。

以上になります。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） このリモート授業の内容ですが、私も含め、保護者から評判がよくなかったということをお伺いしております。休校扱いになったということかもしれませんが、去年からコロナが蔓延して、去年もリモートを行っております。このリモート学習、もう少し普通の授業に近いように改善というのは考えていませんか。

○議長（新井邦弘君） 池田指導課長。

○指導課長（池田 恭君） 花嶋議員がおっしゃるように、対面の学習であれば、子供たちの学習ノートを見ながら、あるいは丸をつけながら、子供たちの表情を細かく観察しながら授業ができるところです。リモート学習ですと、やはり不十分なところがあります。

そのため、学校としては、定着ができていない部分もあると捉え、学校復帰してから補充指導を実施するというので、子供たちへの定着を図るように考えております。

リモート学習であると、やはり対面とは違って課題が見えてくるのが現実かなと思います。さらなる工夫をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） さらなる工夫をするということで、よろしく申し上げます。

学校のほうからメールが届きますけれども、3月3日の報告で、布川小の場合、小学校関係者に1名新型コロナに感染したと。リモート授業の途中のときも、複数の布川小学校関係者がコロナウイルスに感染してしまったという連絡を受けております。保護者は結構不安があり、保護者的には不安をはかれないような感じの方もおりました。このリモートのときになってしまったわけです。子供がいなくてよかったかなと思いますが、ほかの学校もこういう事例があったのか。布川小のメールしか受け取っていないですが、教えてください。

○議長（新井邦弘君） 池田指導課長。

○指導課長（池田 恭君） 各小中学校の感染者に関することについては、やはり情報提供していくことが大事だと考えております。そのため、個人情報のこともありますので、学校関係者に陽性者が判明という形で、利根町教育委員会のほうでは公表、あるいは学校のほうでメールを流すという形をしております。

その上で、学校医と相談をしたりしながら、必要に応じて学年閉鎖、学級閉鎖といった対応を取るということで共通理解を図っております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 生徒、保護者に不安を与えないように、健康管理をしっかりやっていってほしいです。よろしく申し上げます。

（3）に移ります。放課後児童クラブを利用している児童の授業の状況、詳しくお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 池田指導課長。

○指導課長（池田 恭君） お答えいたします。

臨時休校期間中は、児童クラブの子供たちや家庭の事情により在宅が難しい児童を、14時55分まで学校で預かる対応といたしました。つまり、4時間目までは授業を行っていますが、その後は子供たちの自主的な学習を見守るという形を取っております。その後、児童クラブの児童については、通常どおり児童クラブでの預かりとして対応しております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 児童クラブを利用している児童は、リモート授業期間中、午前8時に登校し、午後2時55分まで学校で預かっていただいて、その後放課後児童クラブに向かいます。

統合後、利根小学校はどのような時間割になるのか。これもできるだけ保護者の不安を取り除いていただきたい。統合まであと1年しかないので、どのように考えているかお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 中村課長。

○学校教育課長（中村寛之君） お答えいたします。

まず、統合後、今進めておる児童クラブ、布川小学校、文小学校、文間小学校それぞれのところで、児童クラブを考えております。準備委員会のほうでそのことを提案いたしまして、いろいろ意見を聞くということで、今進めている段階です。

今回の休校期間中におきましても、布川小学校、文間小学校におきましては、バスの利用があればスクールバスを出す予定でしたが、両方とも利用がないということなので、今回バスは走っておらない状態です。

今後、令和5年4月からもしこのような状況が発生した場合には、希望というよりは、2校から来るような形になりますので、必要と考えるので、朝の通学のときと児童クラブまで送っていくバス、それは出す方向で考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） ありがとうございます。安心しました。よろしく申し上げます。

続きまして、午前中片山議員が質問したのですが、もう一度、（4）授業の遅れの対応策、どのように考えているかお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 池田指導課長。

○指導課長（池田 恭君） 花嶋議員の御質問にもあるように、授業の遅れについては間違いなく課題があります。小学校6年生を例に出しましたが、やはり授業時数が多いということで、標準の授業時数が1,015時間となっております。各学校では、年度当初に教育課程の編成を行い、40時間程度余裕を持っております。ですが、昨年と今年に入ってから休校が6週間になりますと、約160時間程度の時間が確保できなかったこととなります。そうしますと、40時間ゆとりを持っていましたが、引いても120時間程度不足していることとなります。そのため、学習の遅れが各教科にどうしても生じてしまいます。

現在、校長会と連携し、国語、算数を中心に、高学年は理科、社会も含めて、授業数を多めに確保して、子供たちの実態に合わせながら本年度中にそれらの教科の学習内容を終わらせるということで指導しております。これについては、教頭会あるいは教務主任会でも確認をし、そのとおりに進んでいると話を受けております。

ただ、生活、総合、体育、音楽、家庭、図工の学習内容については、一部を次年度の年

間計画に位置づけて、次年度の学習と併せて指導するように工夫していきたいと考えております。春休み等の短縮については考えておりません。

また、先ほども説明の中に入れましたが、臨時休校期間中リモート学習を実施してきたため、対面学習と異なり、十分定着というところではない状況があります。リモート学習で学習した内容についても補充学習に取り組み、児童一人一人の学習の保障を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） この新型コロナウイルスは、私思うに、毎年やってくるんじゃないかなというおそれもあります。多分今年もどこかの時期で、リモート授業が行われるのではないかなと思っております。

授業が足りない上に、リモート、リモートでもしっかりできるような体制というのは、今後どういうふうを考えていくか。リモートでも対応できるようにどんなふうを考えているかお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） お答えいたします。

オンライン学習での児童の学習状況、成果、なかなか難しい評価ですけれども、国のほうでも、ある程度定着が見られた場合には、校長の判断で対面指導を行わなくてもいいという通知がございます。そうすると、ある程度評価ができるというのは何をもって担保するのかという、やはりペーパーテストが大事かなと思っております。その結果において平均的なものが低い、あるいは単元の目標に合わせて定着が著しく低いということになれば、対面の補習の授業を行うということになろうかと思えます。

また、先ほど指導課長が申し上げましたが、120時間の時数が足りない。そのことをもって進級を延ばす、卒業を延ばすということではなくてもいいと、これも国の通知が来ております。弾力的な判断をしていただきたいと。

確かに、今回のオンラインリモート学習においては、様々な課題が出てきたと思います。通信の問題、外出の問題、あるいは指導法の問題、ハード面であれば学校教育課のほうで取り上げていただいて、予算措置が必要なものは適時予算をつけていただいて改善する。ソフト面で改善しなければならない課題もあると思います。そういったものは指導課のほうで取り上げて、よりよいものをつくっていきたいと思います。

そのソフト面、指導面でのやり取りで、情報教育研究会なる組織がございます。学校の代表教員、もちろん指導課の指導主事も入りますが、学校教育課の職員と課題を出していただいて、子供の学びが途切れないように改善をしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 教育長，進学塾もリモートでやっているところがあります。進学塾でもなされているということはできるということなので，予算もあると思いますが，その進学塾の進め方を取り入れながら教育のアップ，そういうことは考えていないですか。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 指導法について塾の先生に教わるということは考えておりませんが，今回のオンライン学習の中で，校長会などの話題では，どういったやり取りが効果があったかという中においては，一つは「いばらきオンラインスタディ」，これは全教科書の全単元を15分ぐらいの授業の短い動画がアップされています。それをまず見せて，その後に補習のドリルのような，昨年入れていただきました，ドリルパークなる学習のドリルがございます。そういったものを使って定着を図っていく。15分の授業の動画，その後のドリルの時間で定着をする。そうすると，かなり授業の中身がアップしたという報告を受けております。そういったいい指導方法をどんどん町内の先生方に上げていただいて，それを横に広げていっていただくということを考えていきたいと思っております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） できればそういうようなことを進めていただいて，このリモートの時間が将来左右されてしまうことがないようによろしくお願いします。

（5）に移ります。中学生の学級閉鎖があったと思っておりますが，その状況をお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 池田指導課長。

○指導課長（池田 恭君） 学校の学級閉鎖等の対応は，令和4年1月14日文科科学省から出された「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの再周知等について」に沿った対応をしております。ガイドラインの中では，学級閉鎖，学年閉鎖，学校全体の臨時休校の目安が記載されております。

本町中学校においても，このガイドラインに沿って，感染者が判明した時点で教育委員会職員と学校職員が校内の消毒作業に当たるとともに，学校医と協議の上，第3学年が2月8日から12日まで，第1学年と第2学年が2月10日から2月14日にかけて学年閉鎖という対応をしております。

学年閉鎖中についても，本年度導入いたしました健康観察アプリ「リーバー」を活用して学校関係者の健康状態を把握し，早期の対応ができる体制を整えております。

以上であります。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 3年生ということで，高校受検に影響はなかったのかお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 池田指導課長。

○指導課長（池田 恭君） この後も中学校3年生で感染が確認されているお子さんがおります。学校のほうで保護者と連携をしながら，そういったお子さんに関しては，県立の

入試のほうも次の週に行われる追試験，その次の週に行われる追加の検査等の対応によって，現在のところ全員受けられる状況になっております。影響を受けているというのは事実になります。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） それでは，次の質問に移ります。

まちなか・商店街活性化事業についてお伺いいたします。

インキュベーション施設（空き店舗）改修工事の進捗状況をお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） お答えいたします。

インキュベーション施設改修工事の進捗状況でございますが，現在，内装工事はほぼ終了し，これから厨房施設や照明器具の設置等を行う予定で，3月中旬の完成を目指して工事は最終段階に入っているところでございます。

工事が完了した後は，「とねまち未来ラボ」の活動の一環といたしまして，町民の方々とともに内装を漆喰で塗ったり，飾り棚などをDIYで制作する第3回ワークショップの開催を予定しており，なるべく多くの方々に関わっていただくことで，施設への興味・関心を高めていただきたいと考えております。

また，こうした活動の様子はSNSや各メディアで広く情報発信し，インキュベーション施設の周知とチャレンジショップ利用者の獲得にもつなげてまいりたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 残り厨房と壁ということですが，どのような形態の店舗になる見込みですか，お伺いします。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） お答えいたします。

現在考えておりますのは，一つのチャレンジショップの中で，最大二つの事業所が入れるような形で要綱のほうは進めております。入って左側のチャレンジショップと右側のスペースを使って，最大で二つの事業所が入れるような形で考えております。一つになるか二つになるかは，その応募者の方によってということになると思います。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 二つの事業所を最大でということですが，この店舗に募集する要綱などが分かっているればお教えてください。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） お答えいたします。

現在、要綱の作成は途中でございます。こちらのチャレンジショップを利用できる方ということでお話をさせていただきますと、町の創業支援事業の計画にございます「とねまち起業塾」、こちらは11月27日から2月19日まで5回に分けて開催したものでございますが、こちらのとねまち起業塾は、中小企業庁の創業支援事業計画、国のほうから認められている事業でございます。こちらの起業塾を受講された方、また商工会のほうに起業に対する相談をされている方、そういう方がチャレンジショップの入居する条件ということになってきます。

決定に関しましては新年度になります。チャレンジショップの利用者選考委員会のほうで決めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） この店舗は購入する方向と聞いておりますが、購入時期と金額など分かればお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） 現在は賃貸ということでお借りしておりますが、所有者さんに物件を町で買い取らせてほしいというお話をさせていただいております。今年になってからも、何回かお会いしてお話をしているところでございます。

ただ、時期につきましては未確定、そして金額につきましても、予算書のほうには載せさせていただきましたが、決定額ではございませんので金額のほうは控えさせていただきたいと思っております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 分かりました。

それでは、質問事項3に移ります。とねまち起業塾について、今、課長の答弁に入っていたと思いますが、もう一度お願いします。

とねまち起業塾の進捗状況についてお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） お答えいたします。

とねまち起業塾は、本町で起業、開業を目指している方を対象に、起業に必要な知識やスキルを習得していただくほか、起業を志す受講生同士の人脈、つながりなどを目的に、利根町創業支援事業計画に基づき実施しているものでございます。

今年度は、第1期受講生を募集したところ、23名の方々から応募があり、その中から6名を選定し、令和3年11月27日から令和4年2月19日までの期間全5回のプログラムを受講していただきました。

会場は利根町商工会2階会議室で行いましたが、第4回、第5回につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンラインでの開催となりました。

また、今回のとねまち起業塾に応募したものの受講生として選定されなかった方や町内でコミュニティビジネスの立ち上げや小商いで起業、創業に関心を持っている方を対象に、本来であれば3月19日に予定しておりました「とねまち起業塾コミュニティビジネスセミナー」を来年度開催する予定でございます。

今後こうした取組を通して、商店街や地域活性化の担い手となる起業家の発掘と人材育成を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 全5回の講座修了ということで、塾生6名、最後に事業計画を発表することになっていると思いますが、内容をお伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） お答えいたします。

第1回目からの流れとして申し上げますと、アイデアからビジネスモデルへということで、現在お考えになっている創業プラスのアイデア、また地域のマーケティングということで、現在考えていること、3年後の収益のこと、5年後の収益のことという形で細かい事業計画を作成し、それに現在マーケティングが合っているか、そういうようなことを勉強していただいております。そして最終的には、事業計画ということで収支を考えた事業計画を、第5回目のとき、おのおの計画を発表していただいております。

また、第5回目につきましては、町の商工会のほうからも、利根町の商工会について、また法人登記のことについてなど、起業に向けた様々なことを研修の中でお話をいただいているところでございます。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） この塾生6名の発表内容、簡単でいいので教えていただけますか。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） 6名の方、細かいところまでは割愛させていただきますが、3名の方が飲食をやりたいと希望されております。また、2名の方が美容関係、1名の方が医療・福祉関係の仕事をされたいということで各事業計画を出していただき、収支につきましても出していただいております。その事業自体が今のマーケティングの状況と合っているのかということろまで、先生のほうからは指導をいただいているということでございます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 来年度も起業塾予定ということだと思いますが、来年はどのように予定を組んでおりますか、お伺いします。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） 来年度の今のところの予定で申し上げますと、先ほど申し上げました、コミュニティビジネス、そちらの研修会を1回開催する予定でございます。また、起業塾につきましては、上半期に1回、下半期に1回ということで2回の起業塾、また、今回6名ということで行ったのですが、その辺の人数の兼ね合いも考えながら2回開催していきたいと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） この起業塾の先生、コーディネーターがおりますよね。これ例えば利根町の商工会会員、今、会員になっている方というのは、生き残っているということは成功されているということなので、そういう方の事例の経験談とか、そういうのを入れていくというお考えはないですか。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） 今回、コロナ禍、また、まん延防止等重点措置がございましたので、3月19日に予定しておりましたコミュニティビジネスの研修会のほうは開催できなかったわけですが、その場には町内に引っ越されてきて起業された方からもお話をいただく予定を考えておりました。議員おっしゃるように、町内で商売をされている方の貴重な意見も、そういう研修会に取り入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 利根町商工会もしっかりしているので、頼もしい先輩いっぱいいますので、協力しますので、よろしくお願いします。

続きまして、4番に移ります。ドッグラン建設工事についてお伺いします。

ドッグラン建設工事の進捗状況をお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） ドッグラン建設工事の進捗状況につきましては、現場の片づけ以外の作業に関しましては完了しており、検査の準備を行っている状況となっております。

利用開始につきましては、令和4年4月1日からを予定しております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） ドッグラン、何か所造ったかということと、形、平米数どのぐらいか、平米数分かりますか。よろしくお願いします。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） ドッグランですが、小型犬エリア、面積が約450平米、大型犬・中型犬エリア、面積が1,600平米となっております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） ドッグラン，小型のほうが多分正方形か長方形みたいな四角の形のように思えます。中型・大型，1,600平米ということで，形が鋭角になっているような場所があったと車で通ったときに見たのですが，この鋭角のような場所だと，犬は追いかける習性があるので，弱い犬が逃げる，強い犬が追いかけて鋭角のようなところに行ってしまうと，怖さのあまりかみつくとおそれがあるんですね。結構こういうのがトラブルの原因になっています。

形状的にもうちょっと緩やかに，もう終わったと言っていますが，そこら辺工夫というのはできなかったのか。これから改善しようという考えはありますか。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） あそこの敷地に関しましては，もともとゲートボール場，その後グラウンドゴルフで使用していた現場ですので，その現場を有効に使うということであるような形になっております。改善するという考えは，現段階では考えておりません。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 今はないということで，トラブルが起こってからでは遅いので，部内で考えていただきたいと思います。

続きまして，ドッグラン施設の要綱とかあれば詳しくお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） ドッグランの施設利用の注意事項について，主立ったものを御説明いたします。

利用時間は，午前8時30分から午後5時までとさせていただきます。利用に当たっては，1年以内に狂犬病予防注射接種済票の交付を受けている犬に限らせていただくこと。ドッグラン施設の内外を問わず，敷地内で発生した犬に関わる事故は飼い主が責任を持っていただくこと。駐車場で発生した事故，盗難に関して施設管理者は，一切その責任を負わないこと。他の利用者に危害を加える可能性のあるものは利用できないこと。他の犬に食べ物を与えないこと。ごみ等は持ち帰り適正に処理すること。その他，施設利用に関する事項を定めております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 8時30分から5時ということで，これは毎回鍵を開け閉めするような施設になるのですか。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） 鍵の施錠は考えておりません。ある程度時間の設定とい

うことで8時30分から5時と設定させていただきまして、一応その時間は使用可能ということに表示するような形を考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 鍵を開け閉めしないというのは、本当に危険だと思います。

ほかの自治体の申込みの状況をお話したいのですが、役所、役場で飼い主の本人確認書、誓約書、犬の名前、年齢、性別、体重、もちろん犬の写真、狂犬病ワクチン予防接種証明書、そのほかにワクチン接種証明書、これはドッグランにかかわらず、犬猫美容室に行きますと、必ずワクチン接種の証明書がないと受けられません。これが必要です。受付後に、そのドッグランはゲートがありまして、暗証番号を頂いて自分でその番号を押して中に入るということになっています。事故が起きてからだと、町は責任を負いませんと言っても、施設運営管理者だから責任は負います。責任を負わないことはないと思います。

このトラブルを未然に防ぐ運営方法をしていただきたいのですが、今後、そういうトラブルを未然に防ぐ要綱を作成する用意はありますか。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） 今回、町のほうで造るドッグランに関しましては、無料で誰でも自由に使えるドッグランを考えておりまして、有料で行う施設ではないと考えておりますので、そういう点も含めてつくる予定は考えておりません。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 今、紹介した自治体も、有料ではありません。無料でそういう自治体がございます。そんな簡単な今課長が答弁いただいた運営方法ではなくて、それはランク的に安全管理としては下のほうの回答なので、もう少し皆さんが安全に使えるようなドッグランを目指してもらいたいなど。ほかの自治体でもありますけれども、利根町に限っては事故のないようにしていただきたいと思います。

続きまして、質問事項5番に移ります。フレッシュタウンの街路樹についてお伺いします。

（1）街路樹のイチョウの枯れ葉が秋になると、住民を悩ませております。この町の対応をお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

御質問のことについては、昨年7月にフレッシュタウンの自治会より、町で枯れ葉の回収を行うことができないかという要望がございました。沿線住民の方々には、長年の間回収等の清掃を行っていただき、感謝申し上げます。

町といたしましても、住民の方々の高齢化に伴い、枯れ葉等の回収が困難になっていく

ことは考えなければならないと感じているところでございます。

しかしながら、簡単に街路樹を伐採すれば枯れ葉で悩むことはなくなるかと存じますが、中には季節感を楽しむ方や景観を損なう等のことで伐採しないでほしいという意見もございます。

町が枯れ葉等の回収等を行った場合、どれくらいの費用が必要なのか試算したところ、回収清掃1回につき50万円を超える試算でした。枯れ葉の回収を週2回、月8回行くと仮定した場合に約400万円を超える予算措置が必要となりますことから、ほかの地区との整合性を図る観点からも、フレッシュタウンの自治会のみを回収することは難しいと考えております。

住民の皆様にはお手数をおかけしますが、回収等の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） これは町の財産ですから、町が管理するのは当然だと思います。前は200万円ぐらいで済むような話だったとお伺いしていますが、400万円かかると。今だと3年に1回大きく剪定されていると思いますが、毎年、葉（ひこばえ）、課長なら分かりますが、下から余計な芽が出て、それも原因で落ち葉になると。

幾ら400万円かかるとおっしゃっても、町が植えたものですから、自分の植えたものですよ。責任を持っていただかないと、ほかの自治体との整合性、龍ヶ崎の佐貫は切りましたよ、街路樹。そこは歩道と段差があるので突っ込まれないかなという感じで切ったと思います。暗くなるとか、滑るというお話で、市が切ったと聞いております。

どうにかこれ、金額はかかるとは思いますけれども、町が植えた財産です。自分の植えた木ですから、町のもんですから、責任を持っていただきたいと思います。

今、住宅も、隣からの境界で枝葉が来る、切らせてもらいますよと、それでもかなりの苦情が出ています。フレッシュタウンにもありますけれども、隣の枝がうちに来ていると。それどころじゃない騒ぎなので、数も多い、植えた責任として、課長、町長でもいいですが、どうしますか、今後。400万円の捻出、やるのかやらないのか。今後も考えないですか。やらない方向ですか、どうですか。

○議長（新井邦弘君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） 樹木、落ち葉の問題につきましては、各自治体でも苦慮しているのが現状でございます。道路環境の美化は、地域の皆様の御協力なしには解決できない問題だと考えております。

御質問の件につきましては、地区要望として、初夏から夏の緑とその木陰、秋の紅葉時期には通行する人の癒やしの空間であるが、晩秋のイチョウの落ち葉については住民の方々の高齢化に伴い清掃活動が重くのしかかっている状況であり、住民の一部には伐採を切望する意見も少なくないとの要望を受けております。

その中で、町の回答としては、先ほど申したとおり、1回当たり50万円ぐらいの経費がかかることと、他地区との整合性を図る点から、引き続き収集に御協力を賜りたいと回答したところでございます。

しかし、フレッシュタウンからは伐採を切望する意見もあることを踏まえ、将来を見据えますと、次回の剪定時期までには、伐採や一部伐採について自治会と協議が必要ではないかと考えている次第でございます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） フレッシュタウン自治会で頑張っている方もおりますので、協議をしていただいて、いい方向にお願いします。

続きまして、（2）ですが、また街路樹のイチョウですが、根っこが歩道に浮き出て、けがした住民がおります。これまたイチョウの葉っぱと同様、歩道の舗装が薄いのか、イチョウの根が強いのかどっちか分かりませんが、このイチョウの根っこ、町の対応どうするかお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

イチョウの根が歩道に浮き出ているとのことですが、このことについてもフレッシュタウンから昨年7月に要望がございました。要望を受けまして、フレッシュタウンの街路樹のある歩道全線を歩いて確認し、隆起しているところやひび割れのひどい箇所につきましては修繕をしております。また、団地造成から40年以上経過しておりますので、道路パトロール等で修繕しなければならないような箇所があれば対処していきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 対処するというところで、ありがたいと思います。課長は、その日は晴れだったかもしれませんが、ほかにも困っている高齢者、イチョウの根っこの状況によって分かりませんが、家の前の歩道がへこんでいて、雨上がり、水たまりができて困っていると、雨の日も見てください。週3回デイサービスに出かけております。この方も老老介護されていて、デイサービスの車に車椅子で乗ると。雨の日はそこを歩いて乗るような状況だということです。

こういう苦情、要望も上がっていると思いますが、これはフレッシュタウンの歩道ですけども、課長はこういう箇所、現況を知っておりますか。

○議長（新井邦弘君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） 現況は、昨年地区から要望があって、全線にわたって職員で歩いて確認させたところでございます。その中で緊急に直さなくちゃいけないというところに関して、去年は3か所補修は完了しております。また、小さい穴とかそういうのは別

としましてですけれども。

現地を知っているか知らないかということであれば、そういうことで歩いておりますので、これからも危険な箇所は補修を継続していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 雨の日、雨上がりも歩いてもらうとうれしい。

この歩道の補修工事をするに当たって、どういう基準でこれは直す、これは直さないという基準の線引きはありますよね。それも分かったら教えていただきたいのですが、よろしくをお願いします。

○議長（新井邦弘君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） 補修の基準ということですが、フレッシュタウンの歩道については、団地造成から40年以上経過しております。その歩いた段階で危険というものは、職員が目で見ただけで直していくような形になります。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 課長もお昼御飯終わったら散歩すると思います。皆さんは土手のほうに散歩しに行く人が多いですが、フレッシュタウンも、八幡台も、布川台も、内宿、浜宿と近距離がありますので、ぜひとも散歩がてらではありますが、各地域回っていただいて、各職員もたまには違う道路で役場に来ていただき、歩道や木が倒れていないかを見ながら来ていただくと、町民はうれしいと思います。

町民が安心・安全で暮らせるようにお願いしたいのですが、町長、最後に、そういうことがあればすぐやるかの町長ですが、どうでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） イチョウの問題、歩道の問題、多々ありました。私は、住民サービスというものは、住民の方々が決めたこと、それをこの議会で議論しまして、職員と相談しながら一つずつ片づけるというか、危ないもの、緊急性のあるものに対しては、スピード感を持って、けがのないよう安心して生活していけるようにやっていきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） ぜひともお願いいたします。これで質問を終わります。

○議長（新井邦弘君） 花嶋美清雄議員の質問が終わりました。

暫時休憩とします。再開を14時45分とします。

午後2時28分休憩

午後2時45分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番通告，8番井原正光議員。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） 井原正光でございます。新型コロナウイルス感染拡大が続いておりますので，一言申し上げたいと思います。

3月5日現在，世界で4億4,210万人を超えました。昨年9月の議会で私がここの席で申し上げたときには2億2,000万人ですから，わずか6か月の間に倍に増加しております。茨城県におきましても，8万人を超え，毎日1,000人を超える拡大が続いております。新年を迎え，拡大が抑えられているように見えたが，1月5日頃から感染者数が増加，1日に16人，34人，8日には100人を超え，30日にはついに1,000人に達し，今も拡大し，3月5日には1,624人の感染者と発表されております。

利根町におきましても，1月13日頃から1人，2人と感染者の発表があり，17日には町議員がコロナ陽性者と濃厚接触者があったということもありまして，大変緊張いたしました。検査の結果，陰性との報告を受け，安堵いたしました。その後も拡大が止まらず，1月30日累計で162人に達し，2月末には403人，今月4日現在で143人，5日には17人増加いたしました。448人と発表されております。

このように収まる気配を見せない中，まん延防止等重点措置が延長され，茨城県でも今月21日まで延長されることが決まりました。特に気になるのは，まん延防止等重点措置の効果についてであります。死亡する人が多いということです。1日に200万人を超える日が続いています。拡大のペースが鈍化したとか，オミクロン株では重症度が低いとか，そういう話をお聞きいたしますけれども，感染拡大が続くと，入院患者が多くなり，医療体制に負荷がかかり，死亡数が増えていきます。特に高齢者や基礎疾患のある人が多いとされています。

ワクチン接種が急がれるわけですが，私の早とちりかもしれませんけれども，基礎疾患について，我々が受けるあの通知には，接種を受ける前に基礎疾患の確認は予約票による，本人の自己申告と接種前の予診で行う予定ですと，このように記載されています。かかりつけ医で接種を行う場合は，医師と接種者の間で疾病等々について理解されていると思いますけれども，かかりつけ医以外での接種の場合，予防接種を受けるに当たり注意が必要な人が自分の基礎疾患について理解されているのかいないのか，私は疑問を持ちました。

早く打ちたいというその思いが強いと，その日の自分の体の状態をはっきり言わない人が多いのではないかと。体の不自由な人などは，誰かに付き添ってもらい接種を受けています。衣類の脱衣にも時間がかかります。歩行も困難でゆっくりです。そんな中で付き添いの人はもどかしく，急がせているように見受けられます。「早く」とか，接種者が口を開く前に「そう，そう，そう」などと自分の考えを押しつけているような場面が見受けられ

ます。

何事もなければいいのですが、もっと砕いて基礎疾患の病気について理解していただく、そういうことを知らせる必要を私は感じました。例えば持病を持っている方、これは接種を受けたほうがいいのかどうなのか。悪化しているときは避けるべきだとか、また慢性的な病気の方はどうなのか。体調のよいときに受けたほうがよいとか、また糖尿病ではワクチンを勧めるべきかどうなのか。もちろんこれは重症化をしないために勧めるべきだと書いてあります。また、そのほかぜんそく、気管支炎、アレルギーの方、また肥満の方ということもあります。それから高血圧が指摘されている方、日常生活している中で自分でも判断できる資料が欲しかったなと私は感じました。

いずれにいたしましても、個人個人にできる予防はこれまでやってきたことのおさらいでしかありません。関係者の皆様方には、引き続き御苦勞をおかけいたします。よろしくお願ひいたします。

それでは質問に入ります。

今年度から始まった利根西部地区土地改良事業についてお聞きします。

この件は、令和3年、昨年9月の議会で私お聞きをしております。このときお聞きいたしましたのは、一つには、地権者側からの質問で今後耕作する上で課題解消につながっていくのかどうなのか。二つ目といたしましては、町側に立って町においてはどうか。この二つの面からお聞きいたしました。

特に町民が生活する上で必要と感じている、また困っていることの解消にこの事業がつながっていくのかどうなのか。そのため、町は何をしようとしているのか。考えている事業との整合性についてはどうか。そして、何よりも大事なことは、事業の中で町長が後世に残そうという思い、事業を進めて後世に何かを残そうという思い、そういう思いを持ってこの事業を進めないと、事業にも力が入らないし、意味のない、ただ事業をやったということになってしまうのではないかと感じております。

ですから、町単独で無理な事業などを含めて、事業にかける思いをお聞きいたしましたところ、第5次総合振興計画に掲げる魅力ある農業を実現する上で重要な位置づけの事業と考えていますと御答弁をいただきました。これはこれで農業面からは分からないでもありませんけれども、この狭義の考え方では、事業を展開する上で町の将来を考えたときにもったいないなという思いがいたします。

農家、いわゆる地権者の方々にとっても、町住民の皆様方にとっても、この事業から何か新しいまちづくりができると皆さん期待をしております。ですから、今後の町には何が必要と考えられるのか。改めて、この事業にかけるお考えを町長からお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（新井邦弘君） 井原正光雄議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

[町長佐々木喜章君登壇]

○町長（佐々木喜章君） 井原議員の御質問にお答えをいたします。

魅力ある農業を実現するためには、まずは、農業でも他産業並みの所得を得ることが一つと考えております。

それには、基幹作物の水稻栽培においては、生産基盤を整備し、大型高性能機械の導入による作業効率の向上、省力化によるコスト削減、経営規模拡大等が必要になります。これらを進めるためには、基盤整備事業が最も効果的な事業と位置づけしております。

そのほか西部地区の基盤整備事業では、農地の整備に加え、町の道路網の整備においても、主要道路である町道101号線沿いに道路拡幅用地として約5メートルの用地を創設しております。

この西部地区基盤整備事業は、地区内農家の経営向上だけにとどまらず、町の交通網にもよい効果をもたらすものと考えております。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、町長のほうから、魅力ある農業のためにということで農業経営者に沿った答弁と、それから町では101号線の道路の拡幅についてお話がございました。

これはこれで、町長の考え、町の考えとしては、これだけしかやらないというのであればそれまでですけれども、今までやってきた土地改良の中で申し上げますと、この事業を進めてきた中でどういうことをしたかと申し上げますと、もちろん農家のためにもしてきましたけれども、その地域のためにも、あるいは町全体としてどうするかというような、多くの方々がこういうことをしたほうがいいのではないかという思いも含めて事業を実施してきた経緯があります。

例えば汎用化、今言っている機械化どうのこうのというのは、この汎用化を進めなきゃどうにもなりません。それからまた、水害、浸水防除、利根町は低いところに皆さん住んでおりますから、そういった水害防除のための排水機場を整備してきた。また、地域の環境整備のための水道管の布設工事なども一緒に併せてきました。道路が新設されれば、当然いろいろな地下埋設物が変わりますから。また、景観の向上のために桜の木、あるいはナツツバキの植栽などをしながら、地域の連帯感を養ってきた。それからまた、今、町長が言った農業の機械化を進める。これも一つの方法でしょうけれども、もう一つは、機械化を進めることによって余力が出ます。それをどうするか。

その一つとして、地域の人々ばかりではございませんけれども、心の安らぎを覚える親水公園の設置なども整備してきた。それからまた、歴史継承のための笠脱沼の保存、今、下で展示開いています。この笠脱沼のときにはどういう計画があったのかということで聞きに来られた職員がございましたけれども、聞きに来られるのは私別に構いませんけれども、あれは議会の職員ではなくて執行部の職員を使って聞きに来させてください。議決機関と執行機関は全然別ですから。議会の職員は議長の命令で動くわけですから。

それはさておいても、雇用の場確保なども30ヘクタール当初計画してきましたが、最終的には、今、太陽光発電のところの小さい面積になってしまいました。当時は30ヘクタールの中で、ハウス、大田市場へ利根町から輸送しようということで計画してきたのですが、残念ながら柏崎の原発が事故でこれがペアになってしまったという経緯もあるわけです。

ですから、いずれを挙げて、このように後世につなげる農業以外をこの土地改良事業の中で組み入れてやってきたという経緯があります。それを町長にどうですかと、これで2回目かな、3回目かな、そういうことでお伺いしているわけです。

狭義の意味でも確かにいいですけども、町でできないことがいっぱいあります、財政的に。財政的に苦しいわけですから、その思いをこの土地改良事業に取り入れて、一体性に取り入れることによって事業を完成させていくということが私は必要だと思っています。

町長が言う第5次総合振興計画について、私はあまり中身を見なかったのですが、ちょっと見ますと、交流人口の増加による地区の活性化、魅力ある資源を生かし観光レクリエーションの拠点づくりとの関連性ということで書いてあります。町長がこの振興計画に沿ってやるんだという御答弁なので、この土地利用とこの計画の中にある交流人口の増加、これらをどういう形でミックスさせてこの事業を生かしていくかということが必要かと思えます。

先ほども言ったように、町単独で無理な事業を取り込むことも大事ですが、今言った計画に載っている交流人口と活性化、観光レクリエーション、これらをどういうふうに事業の中で取り組んでいくか。

今、町では、人を呼ぼうとかにぎわいを醸し出そう、そういう言葉が飛び交っています。また、それが必要とされている町の現在の姿です。ならば、この土地改良事業を施行する上で、最大限にこれら事業を利用して進めるべきだと私は思っています。利根町は土地が狭いですから、なおさら有効にいろいろと考えるべきだと思います。

そこで、この上位計画と第5次総合計画、今言った第5次総合振興計画の中にある交流人口等の活性化、観光レクリエーション等の拠点づくり、これと今やっている土地改良事業をどういうふうにミックスさせていくかということについて、いかがでしょうかね。そういう考え、いいか悪いか町長の判断ですけども、そのほうがこの計画を早く達成できるのではないかと私は思っていますが、町長はいかがでしょうか。お考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 東部から始まって、そして北部、今やっと西部に来ました。私が考えるところでは、西部の人たちも、やっと東部、北部のように広々としたところで、農道も広い中で、やっと農業に対する思いが東部、北部の方々と並んだのかなと。今までは荒れ地が田んぼの中でも多かった場所ですけども、やっと東部、北部と一緒に、これから農業に対して一生懸命やれるようになったのかなと感じているところです。

そして、基盤整備の事業なので、観光と一緒に私はならないと考えていますが、どうでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 以前にも、今回のこの事業が始まる前に、あの事業地区の中に新利根川があるので、あれを挟んで、北側と南側といいますか、そういう形で事業が始まろうとしていますけれども、これに一体性を持たせてやったほうがいいということで、一度ここで御提案をしたことがあります。あれこれ言いましても、ある程度提案型の質問をしたほうがいいということで注意されたこともありますので、そういうこともお話したことがあります。あれもったいないですよ、新利根川。だから、あの親水公園の延長を押付本田まで持ってくれば、あれは県の土地ですから、事業の中で含めてやるともっともっとレクリエーション、あるいは交流人口も本当に多くの皆さんが来てくれると思います。

今、町で一生懸命、先ほどの話の中でも、商工会や何か人を呼ぼうとして商店街を活性化させようとしておりますけれども、幾ら活性化して人間を養成しても、人がいなきゃどうにもならないですね。お金を落としてくれる人を呼び込まなきゃならない。利根町は小さい町ですけれども、まだまだ魅力あるんですよ、ちょっと手をつければ。そういうことは町ではなかなかお金がなくてできないから、県の事業と一緒にやるんですよ。それは町長が協力しなきゃ駄目なんです。そういうことを考えてくださいということを申し上げているんです。それは後でまたお聞きしていきます。

この第5次計画の中に、地域の改善発展に寄与するものとして、新しく十次産業化という言葉が出てきました。すごいなと思って、私、初めて見させていただきました。

この十次産業化について、担当課長、ちょっと御説明いただけますか。

○議長（新井邦弘君） 近藤農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） 井原議員の御質問にお答えします。

十次産業、一次産業の農業、二次産業の加工、三次産業の商業、これで六次で、あとたしか育成だと思ったのですが、育成をしてそれで十次だと覚えていたのですが、すみません、詳しくなくて。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） これは新しい農業のモデルだと私お聞きしたことがあります。今まで第一次産業、農業から始まって、農業形態も変わってきましたよね。自分で生産することから始まって、それを自分で売る、また加工して売るというふうにだんだん形態が変わってきた。それらをミックスした中での第十次産業化と私は理解しています。

そうしますと、農業そのものというのは、将来的には魅力ある産業だなと理解されると思うんですね、やり方によっては。担当者の企画力によっては。そういうことで、六次産業も面白いですが、土地利用の有効利用、活用面から、利根町みたいな小さな町では非常に面白いということで私は思っています。

そういうことで、これは進めるべきだと思いますけれども、ただ計画に書いてあっただけでは、絵に描いた餅で全然先に進みません。これを実用化するにはどうするか。前から言っているように、事業課というのは机に座っては駄目なんです。経営者を育て上げるわけですから、農業なら農業経営者。要するに働いている人の直接の意見を聞かなきゃ駄目だということです。

何でそんなことを言っているかということ、第四次産業化云々などというのは、第一次から始まって観光業までいっています。最終的にはレストランから農産物販売所、そういうことまでずっとレベルアップしていく。そういうことを踏まえると、まんざら第5次総合振興計画の中にあるうたい文句の交流人口云々の増加、これはこういういろいろな産業に力を入れることによって展開していくことができるわけです。

以前に、加工所、今どういうふうに使われているか分かりませんが、東文間地区の今の生涯学習センターのところで作って、おばあちゃんたちに昔のいろいろな漬物、今、誰も漬物なんてやる人がなくて、その味というものが継承されていないよね。あそこでいろいろ作ってもらって町の産業おこしやろうかということになって作ったわけです、補助金で。今、誰も利用していない。そういうことも含めて、本当に真剣になって考えてもらわないと困るんですよ。

ですから、町長が考えつかなければ課長が考えつく、これは農業政策課に限ったことでなくて、町の観光レクリエーション、交流人口云々は企画を含めた全部の総合力でないと、この事業、町の農業というのは成り立っていきません。だから、農業というのは、取り組み次第では一つの大きな産業になるのではないかと思います。

ということで、町長、ちょっとお考えをお聞かせください。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） そもそも私は、農業が産業になるという考え方は議員同様に考えているところです。ただ、どういうふうにやっていったらいいのかということが難しい部分もありまして、最新事例等をよく勉強しながら、議員の皆さんとも議論しながら、職員の人たちとも議論しながら、成功するように持っていかなければならないと考えているところです。

先ほど、新利根川、田んぼ新利根川挟んでという話があって、以前にも井原議員がおっしゃっていたこと覚えています。あそこの沼からずっと親水公園まで歩道ができたらいいなと。私も実はそのようなことは考えていたことがあります。

でも、それからいろいろな災害がありまして、利根町は新利根川が一番上流でありまして、大雨降るとそこからあふれて、田んぼの中洪水状態になってしまうと。これではいろいろなことやっても駄目だろうということで、毎年1年2回ほど県の土木事務所へ行きまして、今まで止まっていた新利根川の掘削から工事、ニュータウンに迷惑かけておりますので、あそこの立木の地区のくい打ちからいろいろ一つずつ直していった先を目指そうと

いうことで、飛び越してやることは簡単なんだけれども、下からいろいろなところがそういうふうにならないように、これでもかというぐらいに何回も何回も足を県にも運びまして、ようやく新利根川も工事が動いたところでございます。議員も一生懸命要望出させていただいて、そして進んだ、私一人じゃなくて、役場の職員じゃなくて、議員の皆さんも本当に苦勞してくれたんだらうなと思っておるところです。

これからそういうものを一つずつ直しながら、今、井原議員おっしゃったように、そういう観光、人を呼べるようなものを一つずつ一緒になって、議員おっしゃるとおり、一緒になってつくっていきたいと考えているところです。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 新利根川、本当に魅力あるところなので、ぜひ力を入れていただきたいと思います。

私も陽光桜のほうをやらせていただいております、土木事務所との関係があるんですよ。土木事務所のほうにも年に1回ぐらいですけども伺って、まずはあの周辺の整備、今、親水公園ありますけれども、あの裏に陽光桜、我々が管理しているところがあるので、ある程度町の御協力をいただいて感謝していますが、それも土木事務所のほうもよく知ってございまして、裏の道、結構散歩している方がいますから、あの周辺と新利根川、立木の旧産業道路、あの周辺一帯を一つの周回、人間が歩く歩道みたいのを造ってみたいなということで土木にも話したことがあります。町のほうから言っていただくと一層弾みがつきますので、その辺も頭の隅っこに置いていただければなと思います。

次に移ります。法令遵守についてであります。

議会選出の監査委員の関係者、というより監査委員の奥さんであります、学校給食の納入業者であったことについて、昨年9月の議会で、条例等の関係について町長は、この政治倫理条例は議員時代に私がつくったと。学校給食の納入者について、議員の妻が納入していることについて、若泉議員ともこれは違反だろうということでお話ししたところ、考え方を改めていただいて身を引いてくださいました、我々が早く気づくべきでしたというふうに述べていますね。つまり、行政が議会での指摘を受ける前に気づくべきだったと答弁しています。

また、昨年12月の議会でも私は町長に、町長として法令遵守が一番大事なことはないですかと。また、若泉議員については政治倫理条例の制定に最初から関わっていますので、その内容についてよく理解していますよというふうにお話をいたしました。しかし、町長の答弁では、若泉議員と話合いを持って、考えを改め身を引いていただいたというふうに答弁していますけれども、若泉議員はこの条例を理解しているんですね。町長も御存じのように、一緒にこの条例をつくったわけですから。

ですから、知っていながら学校給食を続けていたというふうに私は理解しています。町長がお話して注意したから身を引いたと言っていますけれども、本来であれば本人がこの

条例について知っているわけですから、自らその違法性について気づいて身を引くべきだったと私は思っています。

それはそれでいいですけども、よくこの条例を理解している人が、職務について法令遵守が基本であるということを理解している上でその法令に違反していたのでは、町の監査委員として監査ができないのではないですかとお聞きしております。

そのときに、私がさらに、この行為は職務上の義務違反になるのではないですか、町長のお考えについてお聞かせくださいということでお聞きしましたら、町長の答弁は、そこまでいろいろと考えていなかったのでしょうかけれども、業者と行政、教育委員会の考え方が違ったという点もある。ルールの解釈が違っていた。業者側も行政側もそれで誤ったという形ですと、このように答弁しています。これでは何を言っているのか全然分からないですよ。違反しているのか、違反していないのか、どういうふうに思っているのか。

はっきり答弁をお願いしたいのですが、この件については、12月に代表監査委員の方にもこの場においていただきまして、法律を理解している方だと思いますから代表監査委員にもお聞きいたしました。しかしながらこちらも、今後は起こらないように法令遵守をして職責を果たしていきたいと考えていると、このように述べています。違反行為があったのかどうかについては述べていない。しかし、今後は起こらないように法令遵守をすることから、違法性については認めているのかなと私は思っております。

また、職務を執行する上で、町の信用、信頼、これは大事なことです。監査委員は。そういうことにも本当は触れていただきたかったのですが、町民に対してのメッセージがなかった。大変残念だと私は思っております。

長々申し上げましたけれども、戻りまして、12月に町長がおっしゃった、私には意味が分からない、理解しがたいその答弁を含めて、今回のこの件、法律に触れるのかどうかを含めて御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） お答えいたします。

昨年9月の一般質問でも答弁させていただきましたが、学校給食食材納入につきまして教育委員会の考え方につきましては、町の会計に移行する前から、地域とのつながりを考慮し、町内業者と取引をしておりましたので、できる限り同じ業者と取引することを前提に進めておりました。

また、町の会計に移行する前から時価で納入され、毎日納品書と請求書を受け取っており、事務の煩雑等もあったため、学校給食食材納入契約書により月払いをお願いをしておりました。時価でございますので、同じ野菜でも同一月内で価格が違うなど通常の物品購入と異なっていることから、利根町政治倫理条例の1回の契約につき20万円未満の規定につきましては、1日の契約金額という認識をしていたところでございます。

6月の井原議員の御指摘により庁内で再確認を行ったところ、金額の記載はございませ

んが、契約期間が1年間となっていることから、1回の契約金額の捉え方については、年間と捉えたほうがよいということで訂正させていただいたところでございます。

教育委員会におきましては、今後このような誤った解釈をしないよう関係部局に相談、確認を行い、コンプライアンスの徹底に努めてまいります。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、学校教育課長のほうから、弁明というか、お話がありましたけれども、私の聞いていることとは全然違うので、今、課長が言ったことはある程度前のことです。確かに公会計と私会計は違うから、私会計のときには議員も納入業者やってもいいのかなと、そういう解釈をされていると思いますけれども、これは全く別で、私会計であっても、学校というのは設置者が町長です。町長が設置した公の施設に納入している、これは私会計であっても違反ですよ。私はそう思っています。

ですから、教育委員会はさておきまして、町長はこの法律に触れていると思うのか、思わないのか、その点1点についてお聞きしたいんです。ただそれだけです。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 法律に触れているか触れていないか、この場で判断すべきではないと考えております。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 議会という重い場での町長の発言です。ですから、どうしてもこれは町長に御答弁いただかなければならないんですよ、苦しいでしょうけれども。この法律に書かれた文言、町長、あなた自身が議員時代に委員長としてまとめ上げた法律ですと自らおっしゃっています。その当時、今はどうか分かりませんが、公平な社会を形成するために汗を流してきたじゃないですか一緒に、共に。だから、今、教育委員会の課長が言った20万円などというのは、制定のその時点で既に理解されていたことです。

聞いていますか。一生懸命今までやってきましたよね。一生懸命やってきたことを今ここで没却するんですか。私は司法制度なんてよく分かりませんが、いい社会をつくらうとやってきたんですよ、今まで。条例も自ら委員長となってつくってきた。今、上り詰めて町長になったんじゃないですか。ですから、ここで庇護しない、自分の立場が大切だと思って申し上げているんですよ。違いますか。

住みよいまち、魅力あるまちづくりを実現していくのには、法に書かれた文言を大切に守る。法律の精神、なぜつくったのか。当時のことを思い出してくださいよ。これが大事だと思います。

もう一度お聞きいたしますけれども、無理ですかね。監査委員の職務上の義務違反、違反があったかないのか。町長はどのようにお考えですか、お聞きいたします。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 議員の兼業禁止の制度，地方自治法第92条の2，議員の請負等の禁止，違反の場合は云々というのは分かっていると思います。それと政治倫理条例第17条，92条の2の規定を尊重し，1回につき20万円未満の場合を除き請負等の辞退をしなければならない。議員の場合，議長に審査請求し，議長が町長に送付し，町長は政治倫理条例審査会に提出し審査を求めるとなっております。

ですから，この場で私が答えるのではなくて，そういう段取りを踏んでやっていただければ，私は政治倫理条例審査会に上程いたします。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） もう一つ，政治倫理条例以外，地方自治法の中でも，今ちょっと触れていましたけれども，197条の2項にもありますね。監査委員に職務上の義務違反，その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときとあります。この非行なわけです。

ですから，私は，今，義務違反についてお聞きいたしましたけれども，監査委員として適しない，監査委員たるに適しない非行，非行というのが，今回の政治倫理条例違反と結びつくのかどうなのか，この辺なんですよ。

これはなかなか町長御判断できないでしょうけれども，総務課長，どうですか，これ法律。いや，違反していると言うことはあなたはできないでしょう。言わなくても結構ですよ。違反しているかしていないかは町長にお聞きしますから。あなたは法を守って法を遵守してきている総務課長ですから，法律上あなたはどう考えているか，それでお答えください。

○議長（新井邦弘君） 飯塚総務課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 地方自治法の197条の2ということでございますが，これは簡単に申し上げますと，監査委員に職務上の義務違反，その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは，議会の同意を得てこれを罷免することができるという条文でございます。

今回の件をこの義務違反もしくは非行と認めるかどうかというところで，判断は変わってくると思います。これを私が判断する立場ではございませんので，そこまでお答えできないですが，あくまでもそういう手続が必要になってくるということでございます。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 法律の解釈というのは難しいですけども，第一にこれは町民の信頼度なんです。町長の承認，要するに信頼されているかどうか，今後の行政の執行にも関わることなのでしっかりやっていただきたいと思います。また私も勉強させていただきまして，そのときに質問をさせていただきたいと思います。

次に移ります。

給料の引上げについてですけども，この4月から引き上げられる町長御自身を含めた給料等，これは議会を通ったからそれは正しいんだと，そういう考えかも分かりませんけ

れども、今でもこれは正しい判断だったなと思っていられんのかどうなのか。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 昨年の第4回議会定例会での井原議員の一般質問やそれぞれの議案に対する質疑で答弁させていただいておりますので、経過については理解されていると思いますが、報酬等改正の議案を提案いたしましたのは、あくまで報酬等審議会の答申に基づく議案が議会に上程されず、議会で議論されていないということだったので、事前に議会の御意見もお伺いした上で上程したものでございます。

上程に当たっては、当時の答申の検討材料とされた財政状況等もより改善されていることを確認し、上程しているわけです。結果については、議会において賛成多数で可決されたわけですが、議会で審査されたということは意義があったことだと思っております。また、将来の議員や町政や目指す方々、特に若い方々にとって未来が開けたものと感じております。

以上のことから、議会への上程までの過程も含め、正しい判断だと考えております。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 4月から引き上げられる御自分を含めた給料等の上げは正しい判断だったと御答弁をされました。しかし、答弁を内容を見ますと、御自分の考えは一言も述べていないですね。議会が議決したからというふうな答弁だったと思います。

この給料上げ等について、いろいろな御意見、見方ができると思います。今、町長が言ったことを含めて、首長の代が違う報酬審議会から答申を受けた、その答申を尊重するとした今回の件、それが正しいとするのか。いや、前任者が諮問し答申を受けた内容なのでその答申は正しくない、それは見方がいろいろあります。私も重々承知しています。ですから、現職の佐々木町長が諮問し答申を受けるべきだったとするのが私の意見です。

これも法令等に引っかけることですけれども、いずれにしろこの件で大事なことは、私も反対討論の中で言いましたけれども、消費者物価が高騰し続けているわけです。この4月から一斉に値上げされて、町民の生活が苦しくなります。また、ここへ来て、予想もしなかったロシアによるウクライナ侵攻によって、ガソリンの価格が高騰しています。そういうことで、住民の生活にじわりじわりとしわ寄せが来ています。また、経済活動が抑制され始めています。その上、先ほど私も冒頭に申し上げましたように、コロナ拡大の傾向で、利根町民が非常に苦しんでいるわけです。

こういう状況から、議会で賛成多数云々でたとえ議決されたとしてもどうなのかなど。町長として心が痛まないですか。町長は町民のことを考えていればいいんですよ。自分の給料じゃないんです。町長は4月から月25万円引き上げるわけですけれども、お手元にそれだけ入るわけですから、こういった物価上昇などについてもどこ吹く風だろうと思えますが、住民から見ればそうは言っていられない。住民がひもじい思いしている中で為政者

が腹を膨らませている現状、これはまずいと思うんですね。

ですから、今、御答弁になった報酬審議会等、あるいは議会の賛成多数で可決した云々、それは分かりますけれども、為政者として本当の気持ちはどうなのかなと、それが分からないですね。

そういう町民、住民の心、痛みが分かるのであれば、その分かったことを含めて御答弁いただければいいですよ。議会が通ったからでは、あまりにもひどい答弁でしょう。いいですか、御答弁いただけますか。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 井原議員の質問は、私の給料を上げたという印象だけを強調しているように感じますが、本質は、今、在職する議員や町長等を含め、将来の議員、町長等の職責に対する対価であることも理解していただきたいと思います。

若い世代の政治家を育てていくことも必要でしょう。町長も議員も、この町を考え発展させていく、そのためにどんどん新しい考えを持った人たちが関わられるようにしないと私には思いません。そう思いませんか。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

○町長（佐々木喜章君） 特に若い年代の議員が職務に専念しようとした場合には、生活を維持できる報酬、要するに生活給が必要です。

町長も、はっきり言って365日働いているようなものです。逆に、そのぐらいの思いがなければ働いていけない職なんです。井原議員も町長経験者ですから、よくお分かりになることと思います。どうでしょう。

もし議員や町長が対価に見合った職責を全うしないときには、選挙で選ばれなければいいですよ。我々は、町民のため、町のために働くことが仕事なのですから。そのため選挙で選ばれているわけです。

4月からは議員報酬や町長等の給料も以前の額に戻ります。今よりも上がります。ぜひその辺を御理解いただき、4月からはその報酬や給料に見合った職責を果たしていきましようよ、お互いに。議会も私もです。それが住民の方々の理解や信頼を得ることにつながるのではないのでしょうか。私はそう思っています。そのことによって、住民が困っていること、これから新しいこともやっていく。皆さんと一緒に働くこと、毎日毎日働くことが我々の使命なんです。議会の方々も。

災害があれば、昔の議会の方々はその現場に、私は井原議員に教わった、行くしかないんだよと、火事になれば。行ったんですよ、火事の場所に。今も私は続いています、そう教わったんです。こういうこともやろう、いろいろなことを井原議員に私は教わりました、議員時代に。10年も一緒にやっていたわけですから。そのとおりに私は進んできました。

井原議員は私をもっともっと大きな人間に育ててくれようといろいろな意見を言ってい

るのだと思っておりますが、期待に添えるようみんなで協力して、この利根町、いい町つくっていきましょう。私はそういうふうを考えております。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） （ブザー音）ちょっと時間が。施政方針や何かのとき、よく月例経済報告というのがありますね。これは……。

○議長（新井邦弘君） 井原議員に申し上げます。今、ブザーが鳴りました。ただいまをもって制限時間となりましたので、質問の発言を終えてください。

井原議員の質問が終わりました。

○議長（新井邦弘君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。

明日3月8日も午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後3時46分散会